

証券コード 6301

株式会社 小松製作所

第156回

定時株主総会招集ご通知

日時 | 2025年6月19日(木曜日)午前10時

場所 | 帝国ホテル東京
本館2階「孔雀の間」(メイン会場)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

※本株主総会当日は、インターネットによる
ライブ配信を行います。詳細は4頁をご参照
ください。

※株主総会にご出席の株主さまへの記念品
(お土産)のご用意はございません。



目次

第156回定時株主総会招集ご通知	P1
インターネットによる議決権行使のご案内	P3
株主総会ライブ配信のご案内.....	P4
株主総会参考書類.....	P5
事業報告.....	P21
連結計算書類.....	P50
監査報告.....	P52

株主の皆さまへ



代表取締役社長

今吉 琢也

株主の皆さまには、日頃よりコマツグループの活動にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

本年4月1日に代表取締役社長に就任いたしました今吉琢也でございます。

2021年の創立100周年を機に定めた存在意義、価値観、そしてブランドプロミス「Creating value together」に基づき、引き続き、「品質と信頼性」を追求し、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和、すなわち企業価値を最大化することを「経営の基本」としてまいります。

さて、第156回定時株主総会を6月19日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。皆さまのご来場を心よりお待ち申し上げております。当日ご出席が難しい株主の皆さまには、郵送またはインターネットにより議決権を行使いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

2024年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画の期間では、建設・鉱山機械の新車需要は減少傾向が続きましたが、リスクへの対応力を高めつつ、将来を見据えた成長戦略を着実に実行してきました。外部環境の影響を受けにくい事業構造の構築を進め、販売価格の改善や円安の追い風も相まって、2024年度は4期連続の増収、かつ過去最高の売上高となりました。

2025年度は、私が担当役員として策定を進めた新中期経営計画「Driving value with ambition 価値創造への挑戦」がスタートしています。

この名称には、「安全で生産性の高いクリーンな現場を実現するソリューションパートナー」と再定義したありたい姿のもとに、社会全体にインパクトをもたらす価値創造に挑戦する意味を込めています。

成長戦略では、①イノベーションによる価値共創、②成長性と収益性の追求、③経営基盤の革新という3本柱を掲げています。ありたい姿からのバックキャストिंगとともに、脱炭素社会への移行やデジタル技術の進展などの潮流をビジネス機会として捉えていきます。また、地政学リスクや世界貿易における関税政策などで不確実性が高まる外部環境へのレジリエンスを高めていく活動も強化してまいります。

経営目標には、新たにフリー・キャッシュ・フローの目標値を取り入れました。収益を確実に確保し、将来の成長のための投資を行いつつ、株主の皆さまへの安定的な利益還元に努めてまいります。

本中期経営計画のもと、グローバルで多様な人材の力を結集し、新たな顧客価値の創造に取り組み、社会課題の解決と収益向上の好循環を通じた事業の持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

2025年5月

株 主 各 位

証券コード 6301
2025年5月28日
(電子提供措置の開始日 2025年5月22日)

東京都港区海岸一丁目2番20号

株式会社 小松製作所

代表取締役 今 吉 琢 也
社 長

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて、電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.komatsu.jp/ja/ir>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより、「株式・格付情報」「株主総会」を順に選択して、ご確認ください。)

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(東証ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「小松製作所」、またはコード「6301」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を選択して、ご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/6301/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)または電磁的方法(インターネット等)により議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただいたうえで、2025年6月18日(水曜日)午後5時45分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月19日(木曜日) 午前10時		
2. 場 所	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル東京本館2階「孔雀の間」(メイン会場)		
3. 目的事項	報告事項	(1) 第156期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第156期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件	
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	取締役9名選任の件
		第3号議案	監査役2名選任の件

議決権行使方法のご案内

事前に議決権行使される場合	 書面による議決権行使	行使期限 2025年6月18日(水)午後5時45分到着分まで
		議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。
	 インターネット等による議決権行使	行使期限 2025年6月18日(水)午後5時45分受付分まで
		当社指定ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/ 上記にアクセスし、各議案に対する賛否をご入力ください。 アクセス手順等は3頁をご参照ください。

◎機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

当日ご出席 いただく場合	 当日ご出席	開催日時 2025年6月19日(木)午前10時
		受付開始 午前9時（予定）
		議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当日ご出席の場合は、事前行使いただいた内容を撤回されたものとしてお取り扱いいたします。

4. 議決権の行使のお取り扱い

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。
また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、その旨および理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

I	事業報告	財産および損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な営業所および工場、使用人の状況、主要な借入先、会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要、会計監査人の状況
II	連結計算書類	連結純資産計算書、連結注記表
III	計算書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
IV	監査報告	計算書類に係る会計監査報告

書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

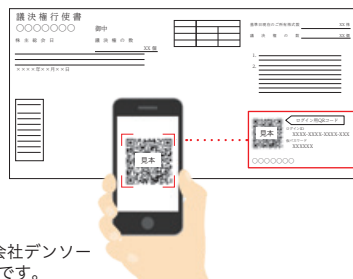
インターネットによる議決権行使期限 2025年6月18日(水)午後5時45分受付分まで

※ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- ② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック



- ③ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 **0120-173-027** (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会ライブ配信のご案内

1. 株主総会ライブ配信日時

2025年6月19日(木) 午前10時～株主総会終了まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。株主総会開始まで、動画の上映を行いますので、ご覧ください。

2. 株主総会ライブ配信の視聴について

(1) 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

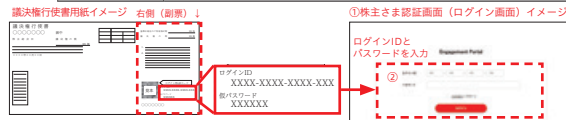
- ① 以下のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



- ② 株主さま認証画面(ログイン画面)で、以下のログインIDとパスワードを入力してください。

ログインID	議決権行使書用紙の右側(副票)下部に記載されている「ログインID」
パスワード	議決権行使書用紙の右側(副票)下部に記載されている「仮パスワード」



※ 議決権行使書用紙の右側(副票)はお手許にお控えいただきますようご注意ください。

(2) 株主総会ライブ配信の視聴方法

「Engagement Portal」にログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加に係るご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。

- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書用紙の郵送や3頁でご案内しているインターネットによる議決権行使、または委任状等で代理権を授与する代理人(株主さまに限る)による当日のご出席をお願い申し上げます。
- ✓ 当日の会場撮影は、当社作成スライド、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ ご使用の端末(機種、性能等)やインターネットの通信環境(回線状況、通信速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

3. 事前質問について

事前質問の受付期間

招集通知発送日～2025年6月12日(木) 午後5時

「Engagement Portal」にログイン後、画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。

【事前質問に係るご留意事項】

- ✓ 本株主総会の目的事項に関わるご質問を事前に承ります。
- ✓ 特に株主さまのご関心が高いと思われるご質問について、本株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ✓ 事前質問のすべてに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

4. 「Engagement Portal」に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808 (通話料無料)

(午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)、ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、持続的な企業価値の増大を目指し、健全な財務体質の構築と競争力強化に努めています。配当金につきましては、連結業績に加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、引き続き安定的な配当の継続に努めていく方針です。

第156期の期末の剰余金の配当につきましては、連結配当性向を40%以上とするとの配当方針に基づき、また、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 107円 （前期比12円増額） 総額98,823,178,235円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年 6月20日 （金曜日）

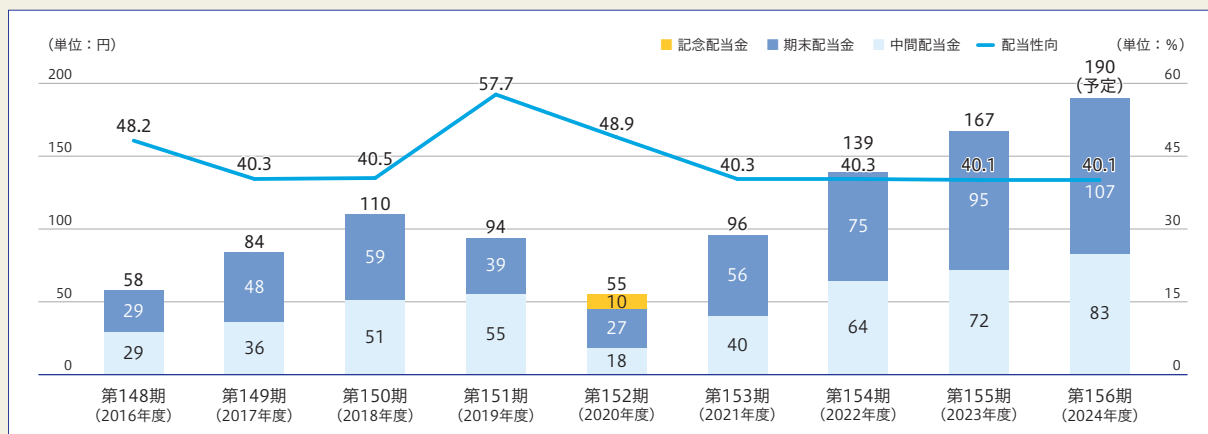
なお、中間配当金83円を含めた当期の年間の配当金は、1株につき合計190円（前期比23円増額）となり、連結配当性向は40.1%となります。

＊ご参考 第157期以降の配当方針について

2025年4月から2028年3月までの新たな3力年の中期経営計画「Driving value with ambition 価値創造への挑戦」に基づき、第157期以降の配当方針は次のとおりといたします。

当社は、持続的な企業価値の増大を目指し、健全な財務体質の構築と競争力強化に努めています。配当金につきましては、連結業績に加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、引き続き安定的な配当の継続に努めていく方針です。具体的には、連結配当性向を40%以上とする方針です。

＊ご参考 1株当たり配当金の推移



第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員の任期が満了となります。
つきましては、取締役9名（うち、社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。
候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	(ご参考)	
		当社における地位および担当等 (2025年5月15日現在)	2024年度 取締役会への 出席率
1	再任 お 小 川 ひろ 啓 ゆき 之	取締役会長 人事諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員	100%
2	再任 いま よし たく や 今 吉 琢 也	代表取締役社長 CEO* ¹ 人事諮問委員会委員	100%
3	再任 ほり こし たけし 堀 越 健	代表取締役 兼 専務執行役員 CFO* ²	100%
4	再任 よこ もと み つ こ 横 本 美 津 子	取締役 兼 常務執行役員 人事、教育、安全・健康管理、サステナビリティ管掌	100%
5	再任 く に べ たけし 毅 社外 独立	取締役 人事諮問委員会委員長 報酬諮問委員会委員長	100%
6	再任 アーサー M. ミッチェル 社外 独立	取締役 人事諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員	100%
7	再任 さい き なお こ 齋 木 尚 子 社外 独立	取締役 人事諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員	100%
8	再任 さわ だ みち たか 澤 田 道 隆 社外 独立	取締役 人事諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員	100%
9	新任 く さ ば たい すけ 草 場 泰 介	常務執行役員 CTO* ³ 、研究・開発管掌	—

- 社外 : 社外取締役候補者
独立 : 当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ている取締役候補者
(本議案が承認可決した場合の取締役会の構成)

執行役員兼務取締役 4名 	執行役員を兼務しない取締役 1名 	社外取締役 4名 
女性 2名 	男性 7名 	

*ご参考 当社の取締役・監査役選任に関する方針・手続について

当社取締役会は、適切な意思決定および経営監督の実現を図るため、社内および社外から、豊富な経験、高度な知見および専門性を有する者を複数選任しています。また、取締役および監査役候補者の選定にあたっては、性別、国籍などの多様性についても考慮するとともに、判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役4名（うち1名を委員長とする）、会長および社長で構成する人事諮問委員会における審議・決議、および取締役会への答申を経て、取締役会で決定しました。このほか、人事諮問委員会では社長（CEO*¹）や執行役員の選解任、育成方針等について審議しています。

社内出身の取締役および監査役につき、個々の経歴によって培われてきた見識と専門知識、積み上げられた経験を、選任議案の賛否判断の参考としていただくため、「略歴」を記載しています。

また、当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたって、独立性を重視しており、そのために独自の「独立性判断基準」を定めています。詳細は「*ご参考 当社の独立性判断基準」に記載しています。



1

再任

小川啓之

おがわひろゆき

(生年月日：1961年3月23日)

▶在任年数

▶所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

7年

169,900株
(29,000株)

▶重要な兼職の状況

▶取締役会への出席状況

▶当社との間の特別の利害関係

なし

100% 15回中15回

なし

略歴および地位

1985年 4月

当社入社
川崎工場生産技術部生産技術課

2004年 4月

コマツアメリカ株式会社
チャタヌガ工場長

2007年 4月

生産本部大阪工場管理部長

2010年 4月

執行役員 就任
生産本部茨城工場長

2013年 4月

生産本部調達本部長

2014年 4月

インドネシア総代表
兼 コマツマーケティング・サポート
インドネシア株式会社 会長
(～2016年3月)

2015年 4月

常務執行役員 就任

2016年 4月

生産本部長

2018年 4月

専務執行役員 就任

2018年 6月

取締役 兼 専務執行役員 就任

2019年 4月

代表取締役社長 兼 CEO*1 就任

2025年 4月

取締役会長 就任 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

小川啓之氏は、生産部門の要職やインドネシア総代表を歴任し、2019年4月から6年間は、当社社長 兼 CEO*¹として、建設現場のデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの推進、コロナ禍における事業継続や地政学リスクを踏まえた対応等においてリーダーシップを発揮しました。

これらの社業に関する豊富な経験と企業経営に係る高い見識を踏まえ、当社の取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役候補者となりました。



2

再任

いま よし たく や
今 吉 琢 也

(生年月日：1963年11月14日)

- ▶ 在任年数 1年
- ▶ 所有する当社株式の数 42,500株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数) (12,200株)
- ▶ 重要な兼職の状況 なし

- ▶ 取締役会への出席状況 100% 11回中11回
- ▶ 当社における担当 CEO*¹
- ▶ 当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1987年 4 月	当社入社 栗津工場総務部経理課	2018年 4 月	執行役員 就任 経営管理部長
1998年 8 月	コマツアメリカ株式会社 (～2004年7月)	2021年 4 月	常務執行役員 就任 中国総代表 兼 小松 (中国) 投資有限公司董事長
2010年 6 月	小松 (中国) 投資有限公司 (～2013年8月)	2024年 4 月	専務執行役員 (経営管理管掌、中期経営計画担 当) 就任
2016年 5 月	財務部長	2024年 6 月	取締役 兼 専務執行役員 就任
2017年 4 月	財務部長 兼 グローバル・リテール・ファイナ ンス事業本部長	2025年 4 月	代表取締役社長 就任 (現在に至る) CEO* ¹ (現在に至る)

取締役候補者とした理由

今吉琢也氏は、経理・財務・経営管理部門の要職を歴任し、事業戦略、中期経営計画策定、M&A等に携わるとともに、2021年4月からは中国総代表として中国事業の構造改革を主導し、2024年4月からは新中期経営計画策定の責任者を務めるなど、当社における重責を担っています。また、米国、中国への駐在などによるグローバルな実務経験や幅広い知見を兼ね備えています。

これらの社業に関する豊富な経験と企業戦略への知見を踏まえ、当社の取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役候補者いたしました。



3

再任

ほり こし たけし
堀 越 健

(生年月日：1961年8月1日)

- ▶ 在任年数 4年
- ▶ 所有する当社株式の数 63,200株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数) (12,200株)
- ▶ 重要な兼職の状況 なし

- ▶ 取締役会への出席状況 100% 15回中15回
- ▶ 当社における担当 CFO*²
- ▶ 当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1985年 4 月	当社入社 大阪工場総務部経理課	2017年 4 月	執行役員 就任
1996年 2 月	英国コマツ株式会社	2018年 4 月	CFO* ² (現在に至る)
1998年 9 月	コマツフランス株式会社 (～2003年5月)	2020年 4 月	常務執行役員 就任
2008年 11月	欧州コマツ株式会社 (～2011年11月)	2021年 6 月	取締役 兼 常務執行役員 就任
2012年 6 月	財務部長	2023年 4 月	取締役 兼 専務執行役員 就任
2016年 5 月	管理部長	2024年 4 月	代表取締役 兼 専務執行役員 就任 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

堀越健氏は、経理・財務部門の要職を歴任し、業績管理、M&A、経営企画等の業務に精通し、2018年4月からはCFO*²として、経理全般・情報開示・企業統治・内部統制やリスクマネジメント等の分野で重責を担っています。

これらの社業に関する豊富な経験と知見を踏まえ、当社の取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役候補者いたしました。



4

再任

よこ

もと

み

つ

こ

横 本 美 津 子 (生年月日：1963年1月6日)

▶在任年数

2年

▶取締役会への出席状況

100% 15回中15回

▶所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)41,200株
(9,800株)

▶当社における担当

人事, 教育, 安全・健康管理, サステナビリティ管掌

▶重要な兼職の状況

なし

▶当社との間の特別の利害関係

なし

略歴および地位

1985年 4 月 当社入社
人事部人事課2021年 4 月 常務執行役員 就任 (現在に至る)
サステナビリティ推進本部長

2011年 4 月 ギガフォトン株式会社 総務部長

2023年 4 月 常務執行役員 (人事, 教育, サステナビリティ管掌)

2015年 5 月 生産本部湘南工場総務部長

2023年 6 月 取締役 兼 常務執行役員 就任 (現在に至る)

2018年 4 月 総務部長

2025年 4 月 常務執行役員 (人事, 教育, 安全・健康管理, サス

2019年 4 月 執行役員 (危機管理担当) 就任

テナビリティ管掌) (現在に至る)

取締役候補者とした理由

横本美津子氏は、人事総務部門の要職や総務部長、危機管理担当役員を歴任し、2021年4月からはサステナビリティ推進本部長、2023年4月からは人事, 教育, サステナビリティ管掌役員、また、2025年4月からは安全・健康管理管掌役員としての役割も担うなど、当社のサステナビリティ経営推進における重責を担っています。

これらの社業に関する豊富な経験と知見を踏まえ、当社の取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役候補者といたしました。



5

再任

くに
部たけし
毅

社外 独立

(生年月日：1954年3月8日)

▶在任年数	5年	▶取締役会への出席状況	100%	15回中15回
▶所有する当社株式の数	0株	▶当社との間の特別の利害関係	なし	
▶重要な兼職の状況	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 (2025年6月退任予定) 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役 南海電気鉄道株式会社 社外取締役監査等委員			

略歴および地位

1976年 4 月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行	2017年 4 月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役社長 就任
2003年 6 月	株式会社三井住友銀行 執行役員 就任		株式会社三井住友銀行 取締役 退任
2006年 10月	同行 常務執行役員 就任	2017年 6 月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 代表執行役社長 就任
2007年 4 月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 就任	2019年 4 月	同社 取締役会長 就任 (現在に至る)
2007年 6 月	同社 取締役 就任	2020年 6 月	当社 取締役 就任 (現在に至る)
2009年 4 月	株式会社三井住友銀行	2021年 10月	株式会社三井住友銀行 取締役会長 就任
	取締役 兼 専務執行役員 就任	2023年 4 月	同行 取締役 退任
2011年 4 月	同行 代表取締役頭取 兼 最高執行役員 就任		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

國部毅氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役頭取や株式会社三井住友フィナンシャルグループの代表取締役社長、取締役 代表執行役社長、取締役会長を務めるなど、金融・財務分野、グループ会社管理など実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

独立性に係る事項

國部毅氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

國部毅氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役会長を務めています。また、同氏は、2011年4月から2017年4月まで、株式会社三井住友銀行の代表取締役頭取 兼 最高執行役員を務めていましたが、2017年4月の退任以降は、同行の業務執行に携わっておりません。同行は、当社および当社の連結子会社の複数ある主な借入先の1つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。直近事業年度末時点において、同行からの借入残高は2,175億円であり、有利子負債残高の18.9%です。

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

國部毅氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役に就任しておりますほか、株式会社三井住友銀行の取締役に就任しておりますが、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび同社の子会社であるSMBC日興証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社の元役職員が金融商品取引法第159条第3項（違法な安定操作取引）に違反した事態に関して、2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、SMBC日興証券株式会社は、同事態に関して、2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。さらに、2022年10月、SMBC日興証券株式会社は、同社および株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社である株式会社三井住友銀行の役職員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けましたほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社三井住友銀行は、同事態に関して、金融庁より金融商品取引法および銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。國部毅氏は、当該事態を認識しておりませんが、恒常的に、取締役会や各委員会等において、法令遵守や業務の適切性の確保、リスク管理等の重要性を述べるとともに、それらの徹底につき提言を行っており、事態判明後においても、取締役会や各委員会等での審議等を通じて、実効的な再発防止策の策定および遂行、SMBCグループの更なる法令遵守体制および内部管理体制の強化ならびに健全な企業文化の醸成に向けた取り組み等を推進しております。



6

再任

アーサー M. ミッチェル

社外

独立

(生年月日：1947年7月23日)

- ▶在任年数 5年
- ▶所有する当社株式の数 0株
- ▶重要な兼職の状況 なし

- ▶取締役会への出席状況 100% 15回中15回
- ▶当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1976年 7 月	米国ニューヨーク州弁護士登録 (現在に至る)	2008年 1 月	外国法事務弁護士登録 (現在に至る) ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所
2003年 1 月	アジア開発銀行 ジェネラルカウンセル 就任		外国法事務弁護士 (現在に至る)
2007年 9 月	ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 入所	2020年 6 月	当社 取締役 就任 (現在に至る)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

アーサー M. ミッチェル氏は、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士として長年にわたり活動し、国際法務の分野における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値向上に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

独立性に係る事項

アーサー M. ミッチェル氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実

アーサー M. ミッチェル氏は、2015年6月から2023年6月まで株式会社三井住友フィナンシャルグループの社外取締役を務めておりました。株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび同社の子会社であるSMBC日興証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社の元役職員が金融商品取引法第159条第3項（違法な安定操作取引）に違反した事態に関して、2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、SMBC日興証券株式会社は、同事態に関して、2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。さらに、2022年10月、SMBC日興証券株式会社は、同社および株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社である株式会社三井住友銀行の役職員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けましたほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社三井住友銀行は、同事態に関して、金融庁より金融商品取引法および銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。アーサー M. ミッチェル氏は、当該事態を認識しておりませんでした。恒常的に、取締役会や各委員会等において、法令遵守や業務の適切性の確保、リスク管理等の重要性を述べるとともに、それらの徹底につき提言を行っており、事態判明後においても、取締役会や各委員会等での審議等を通じて、実効的な再発防止策の策定および遂行、SMBCグループの更なる法令遵守体制および内部管理体制の強化ならびに健全な企業文化の醸成に向けた取り組み等を推進しております。



7

再任

さい
齋き
木なお
尚こ
子

社外

独立

(生年月日：1958年10月11日)

▶在任年数

4年

▶所有する当社株式の数

0株

▶重要な兼職の状況

双日株式会社 社外取締役 (2025年6月退任予定)
 株式会社日本政策投資銀行 社外取締役
 山九株式会社 社外取締役

▶取締役会への出席状況

100%

15回中15回

▶当社との間の特別の利害関係

なし

略歴および地位

1982年 4 月 外務省 入省

2014年 7 月 同省 経済局長 兼 内閣官房内閣審議官 就任

2015年 10 月 同省 国際法局長 就任

2017年 7 月 同省 研修所長 就任

2019年 1 月 退官

2020年 4 月 東京大学公共政策大学院 客員教授 就任

2021年 6 月 当社 取締役 就任 (現在に至る)

2023年 4 月 外務省 参与 就任 (現在に至る)

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

齋木尚子氏は、外務省で経済局長・国際法局長等を歴任するなど、国際情勢、国際法や経済分野における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

独立性に係る事項

齋木尚子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。



8

再任

さわ
澤だ
田みち
道たか
隆

社外

独立

(生年月日：1955年12月20日)

▶在任年数

3年

▶所有する当社株式の数

0株

▶重要な兼職の状況

パナソニック ホールディングス株式会社 社外取締役
 日東電工株式会社 社外取締役

▶取締役会への出席状況

100%

15回中15回

▶当社との間の特別の利害関係

なし

略歴および地位

1981年 4 月 花王石鹼株式会社 (現 花王株式会社) 入社

2006年 6 月 花王株式会社 執行役員 就任

2008年 6 月 同社 取締役 執行役員 就任

2012年 6 月 同社 代表取締役 社長執行役員 就任

2021年 1 月 同社 取締役会長 就任

2022年 6 月 当社 取締役 就任 (現在に至る)

2024年 3 月 花王株式会社 取締役 退任

同社 特別顧問 就任 (現在に至る)

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

澤田道隆氏は、花王株式会社の代表取締役 社長執行役員、取締役会長を歴任し、グローバルなグループ会社経営やESG経営を実践するなど、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。

これらを活かし、経営全般について提言いただくことにより、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

独立性に係る事項

澤田道隆氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出しています。



9

新任

くさ

ば

たい

すけ

草

場

泰

介

(生年月日：1965年11月2日)

▶所有する当社株式の数 32,500株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数) (3,300株)

▶重要な兼職の状況 なし

▶当社における担当 CTO*3、研究・開発管掌

▶当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1989年 4 月	当社 入社	2018年 4 月	開発本部車両第三開発センタ 所長
	技術本部商品開発室大阪開発センタ管理部	2020年 5 月	コマツアメリカ株式会社 社長 兼 COO*4
1996年 8 月	米国 パデュー大学 留学 (～1998年2月)	2023年 4 月	常務執行役員 就任
2005年 4 月	英国コマツ株式会社 (～2008年3月)		CTO*3 (現在に至る)
2016年 4 月	執行役員 就任		開発本部長
2017年 4 月	開発本部建機第一開発センタ 所長	2025年 4 月	常務執行役員 (研究・開発管掌) (現在に至る)

取締役候補者とした理由

草場泰介氏は、研究・開発部門の要職を歴任し、2020年5月からは北米の統括子会社社長を務め重要市場におけるマーケティングに携わるとともに、2023年4月からはCTO*3 兼 開発本部長としてグローバルな研究・開発体制を主導するなど、当社のイノベーション創出における重責を担っています。

これらの社業に関する豊富な経験と知見を踏まえ、当社の取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役候補者となりました。

- *1 CEO：Chief Executive Officer (最高経営責任者)
- *2 CFO：Chief Financial Officer (最高財務責任者)
- *3 CTO：Chief Technology Officer (最高技術責任者)
- *4 COO：Chief Operating Officer (最高執行責任者)

- (注) 1. 取締役会への出席状況は、2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) に開催された取締役会への出席状況を表しています。なお、今吉琢也氏は、2024年6月開催の第155回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が、他の取締役と異なります。
2. 略歴および地位における当社の組織名称は、当時のものを使用しています。
3. 國部毅氏、アーサー M. ミッチェル氏、齋木尚子氏および澤田道隆氏と当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。
4. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を現任の取締役との間で締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。現任の取締役である候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり、新任の候補者である草場泰介氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する損害賠償金・訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。本議案が承認された場合、全取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同程度の内容で更新する予定です。
6. 各候補者が所有する当社の株式数には、内数として表示している株式報酬制度に基づき退任後または退職後に交付される予定の株式数 (業績連動型株式報酬制度において業績を反映し確定した株式報酬ポイント数) を含めて表示しています。当社の役員報酬制度の概要は、事業報告「3. (3) ⑤ 取締役および監査役の報酬等」をご参照ください。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役稲垣泰弘氏および大野恒太郎氏の任期が満了となります。

つきましては、監査役2名（うち、社外監査役1名）の選任をお願いしたいと存じます。本議案が承認された場合、当社監査役は5名（うち、社外監査役3名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意をあらかじめ得ています。

候補者は次のとおりであります。

社外：社外監査役候補者

独立：当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定の監査役候補者

	1	新任	ふじ わら けい こ 藤原恵子	(生年月日：1965年8月22日)
	▶所有する当社株式の数 (うち、株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)	44,800株 (3,300株)	▶当社との間の特別の利害関係	なし
	▶重要な兼職の状況	なし		
略歴および地位				
1988年 4 月	当社入社 経営企画室		2012年 4 月	執行役員 就任 欧州コマツ株式会社 社長
1995年 1 月	エヌエスコマツ株式会社 (現 コマツオーストラリア株式会社) (～1998年7月)		2016年 4 月	建機マーケティング本部 代理人材育成推進室長
2003年 1 月	欧州コマツ株式会社 (～2006年3月)		2021年 4 月	建機ソリューション本部改革室長
2008年 9 月	建機マーケティング本部欧米事業部長		2022年 4 月	常務執行役員 就任 建機ソリューション本部長
			2025年 4 月	社長付 (現在に至る)
監査役候補者とした理由				
藤原恵子氏は、欧州の統括子会社社長をはじめとしたマーケティングの要職を歴任するとともに、代理人材育成推進に携わり、また、2022年4月からは建機ソリューション本部長としてソリューション事業を推進するなど、グローバルな経験や幅広い知見を有しています。これらの社業に関する豊富な経験と知見を踏まえ、監査役として役割を果たすことができると判断し、監査役候補者いたしました。				



2

新任

甲斐行夫

社外 独立

(生年月日：1959年9月26日)

- ▶所有する当社株式の数 0株
▶重要な兼職の状況 なし

- ▶当社との間の特別の利害関係 なし

略歴および地位

1984年 4 月	検事 任官	2024年 7 月	退官
2021年 7 月	東京高等検察庁検事長 就任	2024年 10月	甲斐行夫法律事務所 弁護士（現在に至る）
2022年 6 月	検事総長 就任		

社外監査役候補者とした理由

甲斐行夫氏は、検事総長を務めた経歴を有するなど、法曹界における高い見識と豊富な経験を有しています。これらを活かし、専門的見地から監査役として役割を果たすことが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

独立性に係る事項

甲斐行夫氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は、独立性のある「独立役員」と位置づけ、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

- (注) 1. 略歴および地位における当社の組織名称は、当時のものを使用しています。
2. 藤原恵子氏および甲斐行夫氏と当社は、各氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
3. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を現任の監査役との間で締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。新任の候補者である藤原恵子氏および甲斐行夫氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する損害賠償金・訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。本議案が承認された場合、両監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同程度の内容で更新する予定です。
5. 藤原恵子氏が所有する当社の株式数には、内数として表示している株式報酬制度に基づき退任後または退職後に交付される予定の株式数（業績連動型株式報酬制度において業績を反映し確定した株式報酬ポイント数）を含めて表示しています。
- 当社の役員報酬制度の概要は、事業報告「3. (3) ⑤ 取締役および監査役の報酬等」をご参照ください。

＊ご参考 当社監査役会の構成について

第3号議案が承認可決されますと、当社の監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏 名	当社における地位等 (2025年5月15日現在)	2024年度 取締役会への出席率	2024年度 監査役会への出席率
なか お みつ お 中 尾 光 男	常勤監査役	100%	100%
新任 ふじ わら けい こ 藤 原 恵 子	社長付	－	－
こ さか たつ ろう 小 坂 達 朗 社外 独立	監査役	100%	100%
まつ むら ま り こ 松 村 真理子 社外 独立	監査役	100%	100%
新任 か い ゆき お 甲 斐 行 夫 社外 独立	－	－	－

社外

 ： 社外監査役（候補者を含む）

独立

 ： 当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ている監査役または届け出る予定の監査役候補者

＊ご参考

中期経営計画における成長戦略実現のため、当社の経営において取締役・監査役が注力・監督すべき項目は以下7項目と定めています。

中期経営計画における 成長戦略3本柱	Driving value with ambition 価値創造への挑戦					
	1. イノベーションによる価値共創		2. 成長性と収益性の追求		3. 経営基盤の革新	
	将来への投資		収益体質		レジリエンス	
取締役・監査役が特に 注力・監督すべき項目	企業経営	営業 マーケ ティング	企業経営	営業 マーケ ティング	企業経営	法務 コンプライ アンス
	イノベ ーション 技術/AI/DX 環境	グローバル	金融/経済 財務	グローバル	人権/人事 人材育成	グローバル

当社の取締役・監査役が注力・監督すべき7項目

項目	項目の選定理由・内容
 企業経営	当社の事業セグメントにおけるリソース配分を俯瞰的に監督し成長分野への投資を見極める力
 金融/経済 財務	新規・既存事業分野における成長性と収益性を財務的視点で見極め監督する力
 イノベーション 技術/AI/DX 環境	技術（生産開発）・AI・DXを通じたイノベーションによる収益向上と環境課題をはじめとした社会課題解決の好循環サイクルを監督する力
 営業 マーケティング	グローバル多拠点で展開する当社ビジネスの外部環境によるリスク/オポチュニティを見極める力
 人権/人事 人材育成	すべての事業活動に関連する人権保護を監督する力と事業成長を支える人材の獲得・活躍の推進に向けた施策を見極める力
 法務 コンプライアンス	新規・既存事業の持続的成長を支える法務・コンプライアンスを監督する力
 グローバル	グローバルな事業展開において多様な視点（サプライチェーン・地政学等）からリスク/オポチュニティを予見し監督する力

＊ご参考 当社の取締役および監査役のスキルマトリックス（候補者を含む）

本表では、各個人が保有する主な能力・知見を踏まえ、当社の経営において、各個人が特に注力・監督すべきであると取締役会が考える項目を示しています。

氏 名		企業経営	金融/経済 財務	イノベーション 技術/AI/DX 環境	営業 マーケティング	人権/人事 人材育成	法務 コンプライアンス	グローバル	●の理由
取締役	小 川 啓 之	●		●	●		●	●	・生産部門の要職、インドネシア総代表、当社社長歴任。会長としてガバナンス全般を監督
	今 吉 琢 也	●	●	●	●	●	●	●	・代表取締役社長(兼)CEOとして成長戦略実現のためすべての項目に注力し、監督
	堀 越 健		●				●	●	・経理財務部門の要職歴任 ・欧州およびM&Aの実務経験
	横 本 美津子			●		●	●		・人事総務、コンプライアンス、サステナビリティ分野における経験
	草 場 泰 介			●	●		●	●	・研究・開発部門の要職歴任 ・北米子会社社長におけるマーケティング経験
	國 部 毅 社外 独立	●	●	●					・金融・財務分野、グループ会社管理等実業界における見識と経験
	アーサー M. ミッチェル 社外 独立						●	●	・弁護士としての国際法務の分野における見識と経験
	齋 木 尚 子 社外 独立					●	●	●	・国際情勢、国際法や経済分野における見識と経験
	澤 田 道 隆 社外 独立	●		●	●	●			・グローバルなグループ会社経営やESG経営を実践するなどの実業界における経験
監査役	中 尾 光 男		●					●	・経理財務分野における見識 ・欧州・中南米での実務経験
	藤 原 恵 子				●	●		●	・欧州子会社社長などマーケティングの要職歴任 ・代理店人材育成推進における経験
	小 坂 達 朗 社外 独立	●		●	●				・企業経営者としての実業界における見識と経験
	松 村 眞理子 社外 独立					●	●		・弁護士としての法務、コンプライアンス分野における見識と経験
	甲 斐 行 夫 社外 独立					●	●		・検事総長を務めるなど法曹界における見識と経験

社外 ： 社外取締役および社外監査役（候補者を含む）

独立 ： 当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ているまたは届け出る予定の取締役および監査役（候補者を含む）

＊ご参考 当社の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性判断基準を以下のとおり定めています。

〈1 基本的な考え方〉

独立社外役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとする。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断する。

〈2 独立性の判断基準〉

上記1の基本的な考え方を踏まえて、以下に該当する者は、独立性はないものと判断する。

(1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

当社または当社の子会社が、当該取引先の意思決定に対して、重要な影響を与え得る取引関係がある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当社または当社の子会社との取引による売上高等が、当該会社の売上高等の相当部分を占めている場合には、独立性がないものと判定する。

当社は、毎年、社外役員候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門を通じて、当該兼務先へ直接照会を行う等の方法により、当社および当社子会社と当該企業との取引関係を調査し、その独立性について判定を行う。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

当社の意思決定に対して、重要な影響を与え得る取引関係のある取引先またはその業務執行者をいう。具体的には、当該取引先との取引による当社の売上高等が、当社の売上高等の相当部分を占めている場合には、独立性がないものと判定する。当社は、毎年、社外役員候補者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業との取引を所管する当社部門と協議し、その独立性について判定を行う。

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）

「多額の金銭その他の財産」の判断にあたっては、会社法施行規則第74条4項7号二または同規則第76条4項6号二の「多額の金銭その他の財産」に準じて判断する。

当該財産を得ている者が社外役員候補者が所属する法人等の団体である場合は、当該団体の総収入に対する当社からの報酬の依存度が相当程度高い場合には、独立性はないものと判定する。

(4) 過去1年間に於いて、上記（1）から（3）のいずれかに該当していた者

(5) 以下に掲げる者のうち重要な者の配偶者または二親等内の親族

(a) 上記（1）から（4）に該当する者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 当社の子会社の非業務執行取締役（社外監査役を判定する場合に限る）

(d) 過去1年間に於いて、上記(b)または(c)に該当していた者

(e) 過去1年間に於いて、当社の業務執行者であった者

(f) 過去1年間に於いて、当社の非業務執行取締役であった者（社外監査役を判定する場合に限る）

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

コマツグループは、次の100年に向けて新たな価値創造を目指し、2022年4月より2025年3月期をゴールとする3カ年の中期経営計画「DANTOTSU Value – Together, to “The Next” for sustainable growth」において、①イノベーションによる成長の加速、②稼ぐ力の最大化、③レジリエントな企業体質の構築を成長戦略3本柱として掲げ、顧客価値創造を通じた収益向上とESG課題解決の好循環による持続的成長を目指し、需要変動に左右されにくい事業構造の構築に努めてきました。

当期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結売上高は、4兆1,044億円（前期比6.2%増加）となりました。利益につきましては、建設機械・車両部門は販売量減少やコストの増加などの影響はあるものの、販売価格の改善効果と円安の影響により増益となり、営業利益は6,571億円（前期比8.2%増加）、売上高営業利益率は前期を0.3ポイント上回る16.0%となりました。税引前当期純利益は6,048億円（前期比5.1%増加）、当社株主に帰属する当期純利益は4,396億円（前期比11.7%増加）となりました。

	第155期		第156期
売 上 高	38,651 億円	6.2% 増	41,044 億円
営 業 利 益	6,072 億円	8.2% 増	6,571 億円
税 引 前 当 期 純 利 益	5,757 億円	5.1% 増	6,048 億円
当社株主に帰属する 当期純利益	3,934 億円	11.7% 増	4,396 億円

(注) 当社は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国会計基準に準拠し連結計算書類を作成しており、同基準に基づいた表示をしています。

建設機械・車両 部門

売上高

3兆7,982億円
(前期比 5.1%増加)

セグメント利益

5,989億円
(前期比 4.3%増加)

(注) 上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

建設機械・車両部門では、一般建機の売上げは減少したものの、鉱山機械の売上げが増加したことに加えて、円安の影響および各地域での販売価格の改善効果などにより、売上高は3兆7,982億円（前期比5.1%増加）となりました。セグメント利益は5,989億円（前期比4.3%増加）となりました。

中期経営計画における成長戦略3本柱の1つである「イノベーションによる成長の加速」においては、「モノ（建設・鉱山機械の自動化・自律化）」と「コト（現場プロセス全体の最適化）」による世界の現場のデジタル化への取り組みを着実に推進しており、鉱山向け無人ダンプトラック運行システム（AHS）の2025年3月末時点の累計導入台数は862台に達しました。また、建設現場向けソリューション「スマートコンストラクション®」の2025年3月末時点の累計導入現場数（海外を含む）は46,364現場に達しました。

カーボンニュートラルに向けた取り組みとしては、電動建機として、当社初となるバッテリー電動式ロードホールドンプ「WX04B」を開発しました。1回の充電で最大4時間の連続稼働が可能であり、バッテリー交換も簡易かつ安全に行うことができます。

また、小型ジャンボドリル「ZJ21」およびボルトー「ZB21」の2機種についても、バッテリー式電動車仕様を発表しました。



【バッテリー電動式ロードホールドンプ WX04B】



【水素専焼エンジンを搭載した大型ダンプトラックHD785のコンセプトマシン】

電動建機以外にも、新たな動力源の開発・活用を加速するため、ドイツのKEYOU社と共同開発した水素専焼エンジンを搭載した大型ダンプトラック「HD785」のコンセプトマシンを開発しました。大型ダンプトラックに水素エンジンを搭載するのは世界初*の試みです。

*当社調べ

その他、安全で生産性の高いスマートでクリーンな未来の現場の実現を加速するため、当社子会社の株式会社EARTHBRAINと建設機械向け遠隔操作システム「Smart Construction Teleoperation」を共同開発し、販売を開始しました。



【Smart Construction Teleoperation コックピット】

さらに、月面や水中の極限環境下にも対応する建設機械の開発にも取り組んでおり、未来の技術革新を担う人材に向けた情報発信の場として、世界最大級のテクノロジー見本市「Consumer Electronics Show 2025」に初出展し、月面建設機械のモックアップや水中施工ロボットのコンセプトマシンを展示しました。



【デジタルツイン技術を活用した月面建設機械】



【水中施工ロボットのコンセプトマシン】



【3Dマシンガイダンスを標準装備した油圧ショベル PC200i-12】

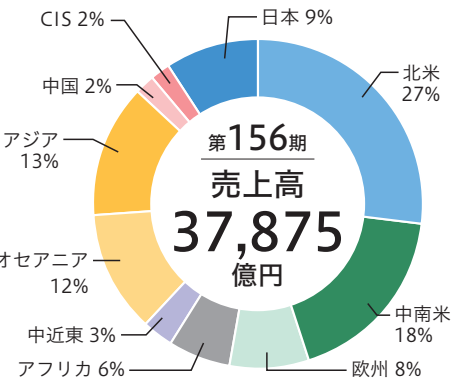
「稼ぐ力の最大化」においては、土木分野の主力機種である20トンクラスの油圧ショベルをフルモデルチェンジし、ICT施工に必要な3Dマシンガイダンスを標準装備した新世代機「PC200i-12」を、2024年12月より販売開始しました。お客さまの多様なICT施工ニーズに対応し、3Dマシンコントロールへの切り替えも可能としています。

また、東南アジアおよびパプアニューギニア地域における建設・鉱山機械事業の持続的な成長の観点から、UMW Corporation社（UMW社）の子会社であり、当社の持分法適用会社であるUMW Komatsu Heavy Equipment社（UKHE社）について、UMW社が保有するUKHE社の株式のすべてを取得し、UKHE社を完全子会社化しました。

2024年7月には、坑内掘りハードロック事業の強化を目指したGHH社（ドイツの坑内掘り鉱山機械メーカー）の買収を完了しました。

「レジリエントな企業体質の構築」においては、コマツアメリカ株式会社が担っている北米地域における建設・鉱山機械の販売・サービス機能と、コマツマイニング株式会社が担っている北米地域における鉱山機械の販売・サービス機能を移管するため、新たにコマツノースアメリカ株式会社を設立しました。これにより、顧客の利便性を向上させるとともに、コマツアメリカ株式会社が北米地域の統括業務に特化することによるガバナンスの更なる向上を目指します。

建設機械・車両部門の地域別売上高の状況（外部顧客向け売上高）



		第156期売上高	前期比増減率
米州	● 北米	10,264億円	3.4%増
	● 中南米	6,836億円	3.5%増
欧州 アフリカ 中近東	● 欧州	3,104億円	1.4%減
	● アフリカ	2,211億円	0.7%増
	● 中近東	1,146億円	2.5%減
オセアニア アジア CIS	● オセアニア	4,587億円	24.2%増
	● アジア*	5,013億円	14.1%増
	● 中国	802億円	14.2%増
	● CIS	615億円	7.7%減
● 日本		3,296億円	3.1%減

*日本および中国を除く

リテールファイナンス 部門

売上高 **1,232**億円
(前期比 19.0%増加)

セグメント利益 **294**億円
(前期比 21.4%増加)

(注) 上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

リテールファイナンス部門では、受取金利率の上昇や円安の影響、金融債権の増加などにより、売上高は1,232億円（前期比19.0%増加）となり、セグメント利益は294億円（前期比21.4%増加）となりました。また、資産の収益性と効率性を表すROA*は、2.2%（前期比0.2ポイント増加）となりました。

* ROA = セグメント利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

産業機械他 部門

売上高 **2,236**億円
(前期比 14.3%増加)

セグメント利益 **274**億円
(前期比 166.5%増加)

(注) 上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

産業機械他部門では、自動車産業向けの大型プレスおよび工作機械の販売増加や半導体産業向けエキシマレーザー関連事業でのメンテナンス売上げ増加などにより、売上高は2,236億円（前期比14.3%増加）、セグメント利益は274億円（前期比166.5%増加）となりました。

当子会社の株式会社KELKでは、世界で初めて通信距離半径約500mを達成した熱発電センサーデバイス「KSGD-SV10」を、2024年10月より販売開始しました。

また、当子会社のコマツNTC株式会社では、電気自動車にて採用が拡大しているアルミギガキャストの加工向け専用マシニングセンターとして開発したアルミギガダイキャスト部品加工用立形大型加工機「KV420L」を、2024年11月より販売開始しました。

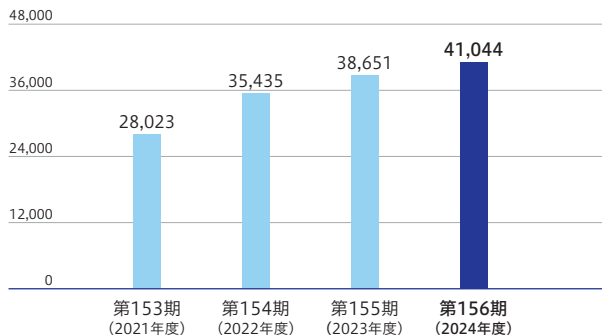


【アルミギガダイキャスト部品加工用立形大型加工機 KV420L】

(ご参考：連結財務ハイライト)

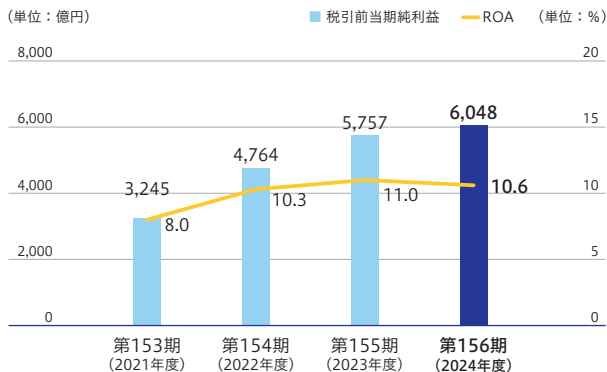
売上高

(単位：億円)



税引前当期純利益・ROA^{*1}

(単位：億円)

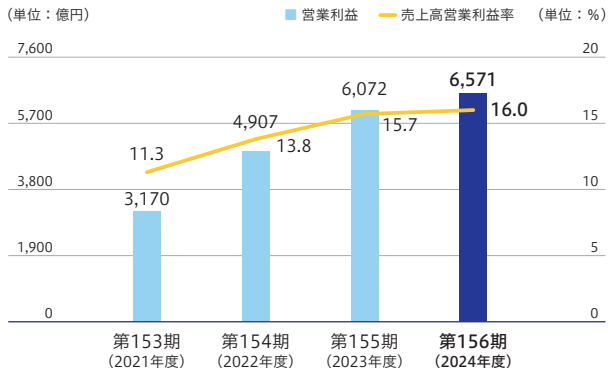


*1 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

*2 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

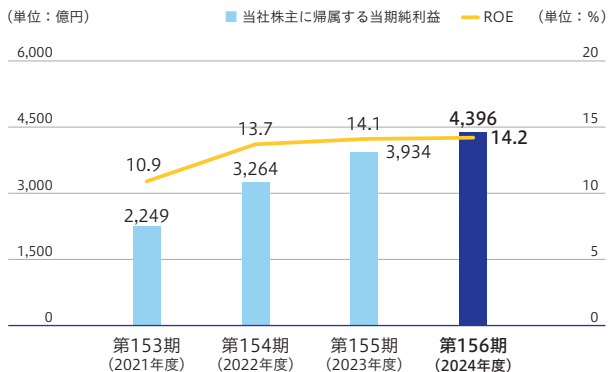
営業利益・売上高営業利益率

(単位：億円)



当社株主に帰属する当期純利益・ROE^{*2}

(単位：億円)



(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は、前期比42億円増の1,842億円となりました。

① 部門別の内訳

部 門	設 備 投 資 額
建 設 機 械 ・ 車 両	1,443 億円
リ テ ー ル フ ァ イ ナ ン ス	329
産 業 機 械 他	69
計	1,842

② 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

③ 当期において継続中の主要な設備の新設、拡充、改修

部 門	主 要 設 備
建 設 機 械 ・ 車 両	大阪工場 溶接工場の建設 ・設備概要：建設機械用大型部品の生産設備
	小松機械製造（山東）有限公司 工場の移転（中国） ・設備概要：建設機械、建設機械用部品の生産設備
	コマツドイツ有限会社 油圧ショベル生産工場の建設（ドイツ） ・設備概要：建設機械、建設機械用部品の生産設備

当社は2024年1月より、本社ビルの建て替えを実施しています。グローバル本社として今後必要とされる機能や役割を検討し、カーボンニュートラルに向けたCO₂排出量の削減やすべてのステークホルダーとのコミュニケーション向上、コーポレートブランド発信力の強化を目指します。さらには、社員の多様な働き方を前提に、イノベーションを生み出す職場環境の実現に取り組んでいきます。

(3) 資金調達の状況

当期は、運転資金、設備資金などへの充当のため、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行、金融機関からの借入を中心とした資金調達を実施しました。

当期末の有利子負債残高は、前期末比488億円減少の1兆1,506億円となりました。

また、ネット・デット・エクイティ・レシオ*は、前期末の0.26から、当期末は0.24となりました。

*ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率）＝（有利子負債－現預金）／株主資本

(4) 対処すべき課題

コマツグループでは、「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く」ことを存在意義として定義し、これを実現するための基本的な考え方として、「品質と信頼性」を追求し、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和を最大化することを「経営の基本」としています。

この「経営の基本」を実行するための戦略として、中期経営計画を策定し、顧客価値創造を通じた社会課題解決と収益向上の好循環を生み出し、持続的な成長を図ります。

コマツグループは、2022年4月から2025年3月までの3カ年を対象とした中期経営計画「DANTOTSU Value – *Together, to “The Next” for sustainable growth*」に取り組んできました。この間、建設機械の需要は減少傾向が見えるものの、鉱山機械の需要が堅調に推移していることに加え、為替の影響および各地域での販売価格の改善の効果などにより、最終年度の2024年度は、3年連続で過去最高売上高・利益を更新しました。中期経営計画では、「安全で生産性の高いスマートでクリーンな未来の現場をお客さまと共に実現する」という目指すべき姿に向けて、ダントツ商品（製品の高度化）、ダントツサービス（稼働の高度化）、ダントツソリューション（現場全体の最適化）が三位一体となるダントツバリュー（新たな顧客価値）の創出に取り組み、「成長性」、「収益性」、「効率性」、「健全性」、「ESG」外部評価および「株主還元」の経営目標の指標をそれぞれ達成しました。

コマツグループは、新たな3カ年の中期経営計画(2025-2027年度)「Driving value with ambition 価値創造への挑戦」を2025年4月よりスタートしました。

新中期経営計画では、当社の価値観の一つである「Ambition 挑戦する」を意識し、お客さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまと共に新たな価値の創造に果敢に挑戦し、グループ全体で成長を目指します。

今回、当社が目指すありたい姿を「安全で生産性の高いクリーンな現場を実現するソリューションパートナー」と再定義しました。スマートコンストラクション®やAHS(無人ダンプトラック運行システム)などのソリューションをさらに進化させるとともに、それらと連動するより高度な機能を備えた製品の組み合わせにより、お客さまの現場を最適化する新しい価値を提供していきます。

ありたい姿・重点活動



※SDV: Software Defined Vehicle の略

成長戦略では、①イノベーションによる価値共創、②成長性と収益性の追求、③経営基盤の革新という3本柱を掲げています。ありたい姿からのバックキャストिंगとともに、脱炭素社会への移行やデジタル技術の進展などの潮流をビジネス機会として捉えていきます。また、地政学リスクや世界貿易における関税政策などで不確実性が高まる外部環境へのレジリエンスを高めていく活動も強化していきます。

①「イノベーションによる価値共創」

ソリューション開発をさらに進化させるとともに、多様な動力源への対応や、より高度な自動化・遠隔化に向けて積極的に取り組みます。

②「成長性と収益性の追求」

成長市場であるアジア、アフリカを中心に、地域別の商品力強化を進めるほか、バリューチェーンビジネスの拡大に取り組みます。

③「経営基盤の革新」

AI活用やDXを加速し、グループ全体の基幹システム刷新や代理店向けソリューションプラットフォームの開発・導入を中心に、経営インフラの強化に努めます。

ありたい姿

安全で生産性の高いクリーンな現場を実現するソリューションパートナー

タイトル

Driving value with ambition 価値創造への挑戦

成長戦略3本柱

1 イノベーションによる価値共創 **将来への投資**

- ・戦略的投資、新技術やビジネス領域の開拓、ソリューションを通じた新たな価値の共創
- ・カーボンニュートラルや顧客現場の最適化に向けたAI等の活用による革新的なモノ・コトづくり

2 成長性と収益性の追求 **収益体質**

- ・現場オペレーション高度化の実現による成長と収益性の向上
- ・バリューチェーンビジネスの拡大とAI活用・DXによる省人化・効率化
- ・事業・地域・国ごとのマーケティング戦略の最適化による成長

3 経営基盤の革新 **レジリエンス**

- ・事業成長を支える人材の獲得・活躍の推進
- ・ブランディング活動拡充によるブランド強化
- ・AI活用・DXによるビジネス基盤（システム、プロセス）の効率化への大胆かつアジャイルな取り組み



【成長戦略における主な重点活動】

	マイニング	コンストラクション	林業機械	産業機械他
1 イノベーションによる価値共創	多様な動力源への対応	・脱炭素化エコシステム戦略の更なる加速	・カーボンニュートラルに向けた商品開発の加速	・電動化対応に向けたHEV・BEV車両開発
	より高度な自動化・遠隔化	・コト親和性が高いSDV(型)機械の開発 ・鉱山オペレーションの自動化推進(AHSの進化を含む)	・無人化施工の実現に向けた自動化・遠隔化	・周囲検知を伴う森林内自律走行技術の開発
	・オープンテクノロジープラットフォームの拡大とアプリの普及	・スマートコンストラクション®の拡大に向けたサポート体制構築 ・次世代コンポーネント競争力向上	・林業ソリューションビジネスモデルの構築 ・循環型林業に貢献する植林 / 育林技術・機械の普及	・エキシマレーザー発振周波数・出力パワー増加対応 ・熱電素子による発電ユニットの性能向上
2 成長性と収益性の追求	地域別の商品力・サポート力強化	・マイニング新興国市場での事業拡大(アフリカ、中近東等)	・商品企画強化(アジア、アフリカ等) ・マーケティングの中核拠点による顧客・代理店サポート強化(アフリカ)	・FTL®商品ラインナップの拡大(北米) ・林業新興国市場の開拓(アジア、東欧等)
	アフターマーケット強化	・リマン・リビルド事業の拡大 ・アタッチメント・足回り部品(GET/UC)の拡販	・キーコンポーネント戦略の強化 ・コンストラクションでのライフサイクル安心サポート構築とマイニング・林業機械への展開	・鍛圧機械・板金機械におけるアフターサービス深化 ・Komtraxコンテンツ拡充による現場の課題解決
	・ハードロック分野の商品・販売網の拡大と坑内掘り新工法開拓	・DX推進と代理店強化による顧客価値の向上(北米)	・CTL**の欧州、米州等での更なる拡販 ・林地内通信ネットワーク構築によるDX推進	・車載電池事業の工程拡充戦略と拡販
3 経営基盤の革新	・多様な個性が地域のみならずグローバルに輝ける環境の実現 ・ブランド認知度向上 ・ERM(全社的リスク管理)、BCP(サイバーセキュリティ / 規制対応) ・基幹システム刷新によるグループ全体での最適な統合環境の構築 ・AI活用・DXによる代理店向けソリューションプラットフォームの開発・導入 ・経営のレガシーの見直し(事業・機能・地域の3軸を意識した経営、伝統 / 戦略市場の区分の廃止)			

※FTL(Full tree length)工法：切り倒した樹木をそのまま搬出、別の場所で定尺の丸太に加工

※CTL(Cut to length)工法：切り倒した樹木を森林内で定尺の丸太に切ってから搬出

中期経営計画の経営目標

財務項目では、引き続き業界水準を超える成長性、業界トップレベルの収益性を目指します。効率性を示すROE(自己資本利益率)についても、株主資本コストを上回る10%以上を目標として継続します。さらに収益を確保し成長投資を継続していく観点から今回新たにフリー・キャッシュ・フロー(FCF)を加え、3年累計で1兆円という目標を設定しました。また、リテールファイナンス事業におけるネットD/Eレシオの目標を5倍以下から6倍以下に変更しました。

株主還元については、連結配当性向を40%以上とする方針を継続し、財務の健全性、株主資本比率を総合的に勘案して自己株式取得を適時に実施します。

非財務項目では、引き続き環境負荷低減に関する2030年のCO₂削減目標および2050年カーボンニュートラルのチャレンジ目標を継続します。このほか、今回新たにダブル・マテリアリティの観点から当社が取り組むべき重要な社会課題を特定し、それらに関連する活動のKPI(30項目)を定めました。詳細は、9月に発行する統合報告書での開示を予定しています。

区分	項目	経営指標	経営目標
財務	成長性	売上高成長率	業界水準を超える成長率
	収益性	営業利益率	業界トップレベルの利益率
		FCF	3年累計:1兆円(M&A関連の支出を除く)
	効率性	ROE*1	10%以上
	リテール	ROA*2	1.5%～2.0%
	ファイナンス事業	ネットD/Eレシオ*3	6倍以下
非財務	株主還元	連結配当性向	・連結配当性向を40%以上とする ・財務の健全性、株主資本比率他を総合的に勘案して自己株式の取得を適時に実施する
	社会課題解決	社会課題解決KPI	社会課題解決KPI(30項目)の達成度を総合評価(外部評価を含む)
		環境負荷低減	CO ₂ 排出削減 自社排出(総量):2030年 50%減(2010年比) 製品使用による排出(原単位):2030年 50%減(2010年比) <チャレンジ目標>2050年カーボンニュートラル 再生可能エネルギー使用率:2030年 50%

*1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

*2 ROA = セグメント利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

*3 ネットD/Eレシオ(ネット負債資本比率) = (有利子負債 - 現預金) / 株主資本

区分	マテリアリティ	主な活動テーマ	KPI
人と共に 	● 社員	安全で安心な職場環境の構築と社員の健康維持・増進	休業災害度数率(100万時間当たり)
	● 人権	多様な個性が地域のみならずグローバルに輝ける環境の実現	① 女性正社員比率(グローバル) ② 女性管理職比率(グローバル)
社会と共に 	● 顧客 ● 倫理・統治 ● 地域社会	製品安全性の向上	安全装置の企画・開発・市場導入
		スマートコンストラクション®による建設現場の生産性向上	ICT施工向け建機*化率
		持続可能な資源開発を実現するソリューションの提供(マイニング)	鉱山向け無人ダンプトラック運行システム(AHS)累計導入台数
		安全性・生産性向上を実現するソリューションの提供(自動化・自律化・遠隔操作化開発)	ハードロック事業売上高
		環境・需要変動に対応力のあるバリューチェーンの構築	建設・鉱山機械の自動化・遠隔化の更なる加速
		社会貢献活動の継続	アフターマーケット事業売上高伸び率
地球と共に 	● 環境	カーボンニュートラルへの取り組み	生産によるCO ₂ 削減率 製品稼働時のCO ₂ 削減率
		事業活動による環境負荷低減(産機事業)	熱電素子による発電ユニットの販売台数
		持続可能な循環型林業を支援するソリューション提供	① 林業機械事業全体売上高伸び率 ② 植林機械年間販売による植林本数の伸び(植林機による植林能力本数増分)
		循環型ビジネスの促進	リマン・リビルド売上高伸び率

※3D マシンコントロール、3D マシンガイダンス機能を搭載した油圧ショベル、ブルドーザー

当社のサステナビリティに関する方針および取り組みについては、こちらをご覧ください。

- サステナビリティWebサイト : <https://www.komatsu.jp/ja/sustainability>
- コマツレポート(統合報告書) : <https://www.komatsu.jp/ja/ir/library/annual>
- サステナビリティ基本方針に沿った事業活動
 - 人と共に : <https://www.komatsu.jp/ja/sustainability/people>
 - 社会と共に : <https://www.komatsu.jp/ja/sustainability/business>
 - 地球と共に : <https://www.komatsu.jp/ja/sustainability/planet>

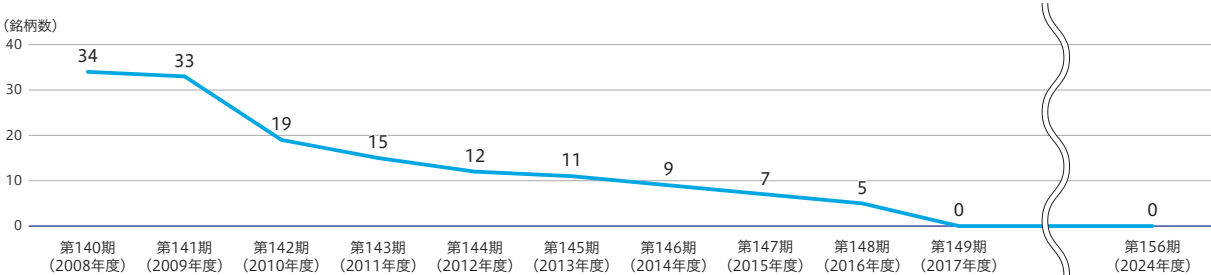
(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(ご参考：当社の政策保有株式に関する方針)

当社は、株価変動によるリスク回避および資産効率の向上の観点から、投資先との事業上の関係や当社との協業に必要がある場合を除き、上場株式を保有しません。

【政策保有株式の削減推移（当社単独）】



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社（2025年3月31日現在）

名 称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
コマツカスタマーサポート株式会社	本社(東京都港区)	950百万円	100.0	建設機械および産業車両販売・サービス 建設機械等レンタル
コマツ物流株式会社	本社(東京都港区)	1,080百万円	100.0	運輸、倉庫および梱包等の事業
コマツビジネスサポート株式会社	本社(東京都港区)	1,770百万円	100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
コマツ産機株式会社	本社(石川県金沢市)	990百万円	100.0	鍛圧機械および板金機械等開発・販売・サービス
コマツNTC株式会社	本社・工場(富山県南砺市)	6,014百万円	100.0	工作機械等製造・販売・サービス
ギガフォトン株式会社	本社・工場(栃木県小山市)	5,000百万円	100.0	半導体露光装置用エキシマレーザーの開発・製造・販売・サービス

名 称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
コマツアメリカ株式会社	本社・工場(米国)	1,071百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械製造・販売および米州地域における統括
ヘンズレー・インダストリーズ株式会社	本社・工場(米国)	2千米ドル	*100.0	建設・鉱山機械部品製造・販売
コマツマイニング株式会社	本社(米国)	5千米ドル	*100.0	鉱山機械事業の統括
ジョイ・グローバルアンダーグラウンド マイニング有限公司(注)2	本社・工場(米国)	1,406百万米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グローバルサーフェス マイニング株式会社	本社・工場(米国)	1千米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グローバルロングビュー オペレーションズ有限公司(注)3	本社・工場(米国)	1,005百万米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツブラジル有限公司	本社・工場(ブラジル)	148百万レアル	*100.0	建設機械および鋳造品製造
コマツブラジルインターナショナル 有限公司	本社(ブラジル)	351百万レアル	*100.0	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツホールディングサウスアメリカ 有限公司	本社(チリ)	156百万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツカミンズチリ有限公司	本社(チリ)	35百万米ドル	*81.4	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイ・グローバルチリ株式会社	本社・工場(チリ)	1,958千米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツフィナンシャル パートナーシップ(注)4	本社(米国)	－	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
欧州コマツ株式会社	本社(ベルギー)	50百万ユーロ	100.0	建設・鉱山機械販売および欧州地域における統括
英国コマツ株式会社	本社・工場(英国)	23百万英ポンド	*100.0	建設機械製造
コマツドイツ有限公司	本社・工場(ドイツ)	24百万ユーロ	*100.0	建設・鉱山機械製造・販売
コマツイタリア製造株式会社	本社・工場(イタリア)	6百万ユーロ	*100.0	建設機械製造
コマツフォレスト株式会社	本社・工場(スウェーデン)	397百万 スウェーデンクローナ	100.0	林業機械製造・販売・サービス
有限会社コマツ・シー・アイ・エス	本社(ロシア)	5,301百万 ルーブル	100.0	建設・鉱山機械販売
コマツフィナンシャルヨーロッパ 株式会社	本社(ベルギー)	80百万ユーロ	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
小松(中国)投資有限公司	本社(中国)	172百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械販売および中国における統括
小松(常州)建機公司	本社・工場(中国)	79百万米ドル	*100.0	建設機械・鋳造品および鍛圧機械の製造
小松機械製造(山東)有限公司	本社・工場(中国)	245百万米ドル	*100.0	建設機械および建設機械用部品の製造
コマツインドネシア株式会社	本社・工場(インドネシア)	192,780百万 ルピア	94.9	建設・鉱山機械および鋳造品製造・販売
コマツマーケティング・サポート インドネシア株式会社	本社(インドネシア)	5百万米ドル	*94.9	建設・鉱山機械販売・サービス
バンコックコマツ株式会社	本社・工場(タイ)	620百万 タイバーツ	*74.8	建設機械および鋳造品製造・販売

名 称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
コマツインディア有限会社	本社・工場(インド)	10,963百万 インドルピー	*100.0	建設・鉱山機械製造・販売
コマツオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)	22百万豪ドル	*62.0	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイ・グローバルオーストラリア ホールディングカンパニー株式会社	本社(オーストラリア)	443百万豪ドル	*100.0	ジョイ・グローバルオーストラリア株式会社の 持株会社機能
ジョイ・グローバルオーストラリア 株式会社	本社・工場(オーストラリア)	608百万豪ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツ南アフリカ株式会社	本社(南アフリカ)	186百万 南アランド	*74.9	建設・鉱山機械販売・サービス
コマツオーストラリアコーポレート ファイナンス株式会社	本社(オーストラリア)	49百万豪ドル	*62.0	建設・鉱山機械に係る販売金融

- (注) 1. *印は、子会社を通じて行っている出資または子会社による出資持分を含めて算出している出資比率です。
2. ジョイ・グローバルアンダーグラウンドマイニング有限会社は、米国デラウェア州法に基づくリミテッドライアビリティカンパニーであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。同社の資本金については、払込資本を記載しています。
3. ジョイ・グローバルロングビューオペレーションズ有限会社は、米国テキサス州法に基づくリミテッドライアビリティカンパニーであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。同社の資本金については、払込資本を記載しています。
4. コマツフィナンシャルパートナーシップは、米国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。資本金に相当する同社の純資産額は857百万米ドルです。
5. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は217社、持分法適用会社は41社です。

② その他（重要な企業結合の状況等）

- i) 当社は、2024年6月、当社の完全子会社であるコマツアメリカ株式会社と同社の中南米子会社（当社の孫会社）との資本関係を再編することにより、中南米子会社を当社の直接の傘下に置くことを決定しました。
- ii) 当社は、2024年10月、UMW Corporation Sdn. Bhd.（以下、「UMW」という。）の子会社であり、当社の持分法適用会社であるUMW Komatsu Heavy Equipment Sdn. Bhd.（以下、「UKHE」という。）につきまして、UMWが保有するUKHEの株式のすべてを取得し、UKHEを完全子会社化しました。
- iii) 当社は、2025年2月、当社の完全子会社であるコマツアメリカ株式会社ならびに同社の完全子会社（当社の完全孫会社）であるコマツマイニング株式会社が担う事業の一部を、コマツアメリカ株式会社が新たに設立したコマツノースアメリカ株式会社に移管することを決定しました。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,955,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 923,581,105株 (自己株式27,372,015株を除く)
- (3) 株主数 286,333名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	167,684千株	18.15%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	68,850	7.45
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	28,570	3.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25,793	2.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	20,568	2.22
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	18,638	2.01
JPモルガン証券株式会社	16,937	1.83
太陽生命保険株式会社	14,200	1.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	13,577	1.47
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	12,630	1.36

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 当社は、自己株式27,372千株を保有していますが、上記大株主から除外しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、自己株式の取得および消却を決議し、次のとおり実施しました。

i) 取得に係る事項の内容

ア) 取得対象株式の種類	当社普通株式
イ) 取得株式の総数	22,857,500株
ウ) 取得価額の総額	99,999,787,283円
エ) 取得期間	2024年4月30日～2024年8月8日
オ) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

ii) 消却に係る事項の内容

ア) 消却対象株式の種類	当社普通株式
イ) 消却株式の総数	22,857,500株（上記 i）により取得した自己株式の全数）
ウ) 消却日	2024年10月30日

②当社は、2024年4月26日開催の取締役会決議および2024年6月19日開催の第155回定時株主総会決議を経て、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、信託型株式報酬制度（役員報酬BIP信託）を導入しております。2025年3月31日現在において、役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式は合計で118,100株です。

③当社は、2024年4月26日開催の取締役会決議を経て、一定の要件を充足する従業員を対象に、信託型株式報酬制度（株式付与ESOP信託）を導入しております。2025年3月31日現在において、株式付与ESOP信託に係る信託口が所有する当社株式は合計で190,900株です。

3. コーポレート・ガバナンスの状況および会社役員等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「品質と信頼性」を追求し、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和を最大化することを「経営の基本」としています。株主の皆さまをはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるため、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めています。

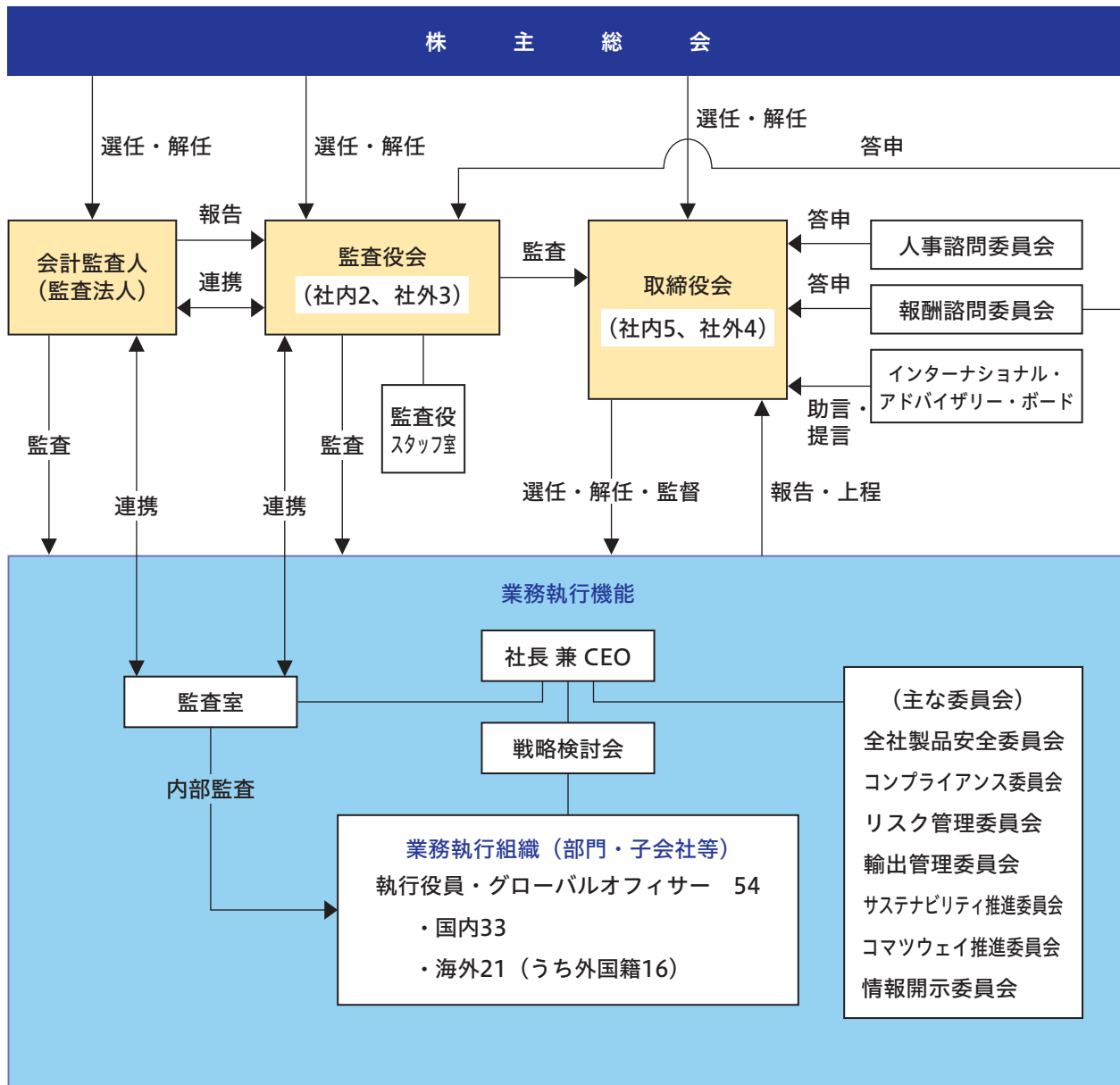
(2) コーポレート・ガバナンスの仕組み

当社では、取締役会をコーポレート・ガバナンスの中核と位置づけ、取締役会の実効性を高めるべく、経営の重要事項に対する討議の充実、迅速な意思決定ができる体制の整備や運用面での改革を図っています。当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の構成員数を少数化するとともに、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の客観性と健全性の確保に努めています。

当社では、取締役会の実効性向上のための改善に努めており、取締役会の実効性についての評価・分析を毎年行っています。当期は、①取締役会の役割・機能、②取締役会の規模・構成、③議題設定、④報告・説明、情報提供、事後フォロー、⑤議論、⑥事業理解・コミュニケーション、⑦自己評価等の観点から評価・分析を行いました。その結果、いずれの評価項目においても概ね高い水準にあり、実効性についての重要な問題点の指摘はありませんでした。

また、当社は、内部統制システムとして「業務の適正を確保するための体制」を整備し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



(注) 上記の図は2025年3月31日現在のものです。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
取 締 役 会 長	大 橋 徹 二	ヤマハ発動機株式会社 社外取締役* 株式会社野村総合研究所 社外取締役* アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役*
代 表 取 締 役 社 長	小 川 啓 之	CEO
代表取締役 兼 専務執行役員	堀 越 健	CFO
取締役 兼 専務執行役員	今 吉 琢 也	経営管理管掌、中期経営計画担当
取締役 兼 常務執行役員	横 本 美 津 子	人事, 教育, サステナビリティ管掌
取 締 役	國 部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長* 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役* 南海電気鉄道株式会社 社外取締役監査等委員*
取 締 役	アーサー M. ミッチェル	ホワイ特 & ケース外国法事務弁護士事務所 外国法事務弁護士
取 締 役	齋 木 尚 子	外務省 参与 双日株式会社 社外取締役* 株式会社日本政策投資銀行 社外取締役* 山九株式会社 社外取締役*
取 締 役	澤 田 道 隆	花王株式会社 特別顧問 パナソニック ホールディングス株式会社 社外取締役* 日東電工株式会社 社外取締役*
常 勤 監 査 役	稲 垣 泰 弘	—
常 勤 監 査 役	中 尾 光 男	—
監 査 役	大 野 恒 太 郎	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 顧問 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役*
監 査 役	小 坂 達 朗	中外製薬株式会社 特別顧問 三菱電機株式会社 社外取締役*
監 査 役	松 村 眞 理 子	真和総合法律事務所 パートナー弁護士 明治ホールディングス株式会社 社外取締役* ソーダニッカ株式会社 社外取締役* 日本航空株式会社 社外監査役*

- (注) 1. 取締役國部毅氏、アーサー M. ミッチェル氏、齋木尚子氏および澤田道隆氏は、社外取締役です。
2. 監査役大野恒太郎氏、小坂達朗氏および松村眞理子氏は、社外監査役です。
3. *印は、「重要な兼職」を示します。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職につき、当社とその兼職先との間に特段の取引関係等はありません。
5. 常勤監査役中尾光男氏は、当社において経理関係の業務に長く従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は、執行役員制度を採用しています。
7. 松村眞理子氏の戸籍上の氏名は細井眞理子です。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社と取締役大橋徹二氏、小川啓之氏、堀越健氏、今吉琢也氏、横本美津子氏、國部毅氏、アーサー M. ミッチェル氏、齋木尚子氏および澤田道隆氏ならびに監査役稲垣泰弘氏、中尾光男氏、大野恒太郎氏、小坂達朗氏および松村眞理子氏は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該役員が職務の執行に関し悪意もしくは重大な過失により法令の規定に違反し、もしくは責任を負った場合には、補償した金額に相当する金銭の返還を請求することができることとしています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および連結子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等、および損害額のうち免責額を超えない部分については、填補の対象としないこととしています。なお、保険料は、当社および連結子会社が負担しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

ⅰ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）は、社外委員5名（社外取締役4名、社外監査役1名）、社内委員1名にて構成される報酬諮問委員会への諮問およびその答申を経たうえで、2025年4月28日開催の取締役会において決議しました。決定方針の内容の概要等は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、報酬諮問委員会において報酬方針および報酬水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定することとしています。

社外取締役を除く取締役（以下、「社内取締役」という。）の報酬は、業績との連動性を高め、中長期的な企業価値向上に、より一層資するよう、固定報酬である基本報酬、単年度の連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬（現金賞与および株式報酬A）、および中期経営計画に掲げる経営目標の達成度による業績連動報酬（株式報酬B）によって構成されます。

また、社外取締役の報酬は、取締役会の一員として経営全般について提言するという役割を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとしています。

上記の報酬のうち、基本報酬と現金賞与については、報酬諮問委員会において役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数について審議したうえで取締役会に答申し、取締役会において当該答申の内容に基づき役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数について決定することとしており、あわせて、その決定に従った個人別の基本報酬（月次報酬）額および現金賞与支給額の算出および決定を取締役会長および代表取締役社長に委任することを取締役会で決定しています。委任した理由は、役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数については、報酬諮問委員会において審議、決議しており、これに基づく基本報酬および現金賞与の個人別の報酬額の決定については、取締役会における合議によりさらに審議・決定するよりも、当社全体の業務を俯瞰する立場にある取締役会長および代表取締役社長の協議により決定することが適当だと考えているためです。

なお、監査役の報酬も、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとし、その具体的な金額については、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしています。

また、役員退職慰労金については、2007年6月をもって、制度を廃止しました。

（注）代表取締役の異動に伴い、2025年4月28日開催の取締役会の決議により、個人別の基本報酬（月次報酬）額および現金賞与支給額の算出・決定を、取締役会長および代表取締役社長に委任することを再確認しています。

【社内取締役の報酬制度】

金銭報酬		非金銭報酬	
基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬		
	単年度業績連動報酬 (月次報酬 (株式報酬は役位別基準額) ×0～27カ月)		中期経営計画業績連動報酬 (役位別基準額×0～3カ月)
	月次報酬×12カ月	現金賞与 (0～12カ月) 株式報酬A (0～15カ月) 役員報酬BIP信託	株式報酬B (0～3カ月) 役員報酬BIP信託

ア) 基本報酬
基本報酬としての月次報酬の水準については、報酬諮問委員会において、グローバルに事業展開する国内の主要メーカーと役位別の水準比較を行い、答申に反映させます。そのうえで、当該答申に基づき役位別の月次報酬水準について取締役会で決定します。

イ) 単年度の連結業績連動報酬
単年度の連結業績の指標は、連結ROE*¹、連結ROA*²および連結営業利益率を基本指標とし、成長性（連結売上高伸率）を加味して、次表の割合で評価し、業績連動報酬の支給合計額を毎年算出します。

【単年度の連結業績連動報酬の指標】

	指標	割合
基本指標	連結ROE* ¹	50%
	連結ROA* ²	25%
	連結営業利益率	25%
調整指標	連結売上高伸率による調整	

*1 ROE＝当社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)／2)

*2 ROA＝税引前当期純利益／((期首総資産＋期末総資産)／2)

当該業績指標を選定した理由は、コマツグループ全体の効率性や成長性を表す数値として適切であると考えたことによるものです。なお、この点については、過去の評価指標との継続性なども踏まえ、報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会で決定しています。

なお、当該業績指標は、取締役会の決議により今後変更されることがあります。
当事業年度における業績指標に関する実績は、連結ROE14.2％、連結ROA10.6％、連結営業利益率16.0％、連結売上高伸率6.2％増であり、支給水準については当該結果に基づき決定しています。

単年度連結業績連動報酬の水準は、取締役の月次報酬（株式報酬においては役位別基準額）の27カ月分を上限とし、下限は無支給（その場合の取締役報酬は、基本報酬のみ）となります。

単年度連結業績連動報酬の支給合計額の一定割合は、現金賞与として支給するものとし、現金賞与を差し引いた残りについては、株主の皆さまとの価値共有を一層促進することを目的に、取締役会の決議に基づき、株式報酬として支給するものとします（株式報酬A）。ただし、現金賞与については、上限を月次報酬の12カ月分相当とし、12カ月を超える分については、現金賞与に代えて株式報酬Aを支給します。株式報酬Aは、信託型株式報酬（役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託）とし、対象となる社内取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して、毎事業年度、株式交付ポイント（以下、「ポイント」という。）数を決定し、付与します。対象取締役が退任した場合、退任時までに付与されたポイント数に相当する数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）について交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われます。

ウ) 中期経営計画の業績連動報酬
当社の中期経営計画の期間を対象とし、対象取締役に對し、毎事業年度、役位別基準額の3カ月分を株式報酬として支給するものとします（株式報酬B）。株式報酬Bは、信託型株式報酬（役員報酬BIP信託）とし、対象取締役に對して、毎事業年度、役位に応じた単年度ポイントを割当てます。中期経営計画の期間終了後に、対象取締役に對して割当てた単年度ポイントを累計し、この累計値に中期経営計画目標の達成状況等に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出し、

付与するポイント数を決定します。対象取締役が退任した場合、退任時まで付与されたポイント数に相当する数の当社株式等について交付等が行われます。なお、中期経営計画の期間の途中で対象取締役が退任した場合は、中期経営計画の期間中に付与された単年度ポイントの累積値に、退任した時点での中期経営計画目標の達成状況等に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出し、付与するポイント数を決定します。

【中期経営計画の業績連動報酬の主な指標】

	経営指標	実績
成長性	売上高成長率	6.2%増
収益性	営業利益率	16.0%
効率性	ROE ^{*1}	14.2%
健全性	ネット・デット・エクイティ・レシオ ^{*2}	0.24
リターン	ROA ^{*3}	2.2%
ファイナンス事業	ネット・デット・エクイティ・レシオ ^{*2}	4.51
ESG	環境負荷低減	製品使用によるCO ₂ 削減(2010年比):23%削減(見込値)
		生産によるCO ₂ 削減(2010年比):53%削減(見込値)
		再生可能エネルギー使用率:31%(見込値)
	外部評価	DJSI ^{*4} 選定 CDP ^{*5} Aリスト選定(気候変動、水リスク)

*1 ROE＝当社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)／2)

*2 ネット・デット・エクイティ・レシオ(ネット負債資本比率)＝(有利子負債－現預金)／株主資本

*3 ROA＝セグメント利益／((期首総資産＋期末総資産)／2)

*4 ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インディシズ:米国S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が選定するESG投資指標

*5 企業や政府が温室効果ガス排出量を削減し、水資源や森林を保護することを推進する国際的な非営利団体

当該業績指標を選定した理由は、当該報酬が中期経営計画の業績連動報酬であることから、中期経営計画に定める経営目標と紐付けたうえで、中長期的な企業価値向上により一層資する報酬制度とするという当該報酬の目的に照らし、成長性、収益性を重視しながら当社の業績を多角的に取締役の報酬に反映させるために、これらの業績指標を総合的に考慮することが適切であると考えたためです。

なお、当該報酬の算定の基礎とする業績指標は、取締役会の決議により変更されることがあります。

(参考：役員報酬BIP信託による株式報酬制度の内容)

(1) 概 要

役員報酬BIP信託による株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、当社の社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度であり、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、当該金員を原資として信託を通じて当社株式が取得され、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式等について役員報酬として交付等を行う制度です。

① 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者		・ 当社の取締役（社外取締役を除く）
② 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり）	・ 820百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額 ・ なお、当初の対象期間（2025年3月31日で終了する1事業年度）については、1事業年度を対象として820百万円、その後の対象期間については、中期経営計画の対象となる事業年度が3事業年度の場合、3事業年度を対象として2,460百万円
	取締役交付等が行われる当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法（下記（2）および（3）のとおり）	・ 36万4千株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数 ・ なお、当初の対象期間については、1事業年度を対象として36万4千株、その後の対象期間については、中期経営計画の対象となる事業年度が3事業年度の場合、3事業年度を対象として109万2千株 ・ 上記の1事業年度当たりの株式数（36万4千株）の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.038% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

③ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり）	・当社の単年度業績等および中期経営計画目標値の達成状況等に応じて一定の範囲で変動 ・当初の対象期間においては、単年度業績等を評価する指標は、連結ROE、連結ROA、連結営業利益率、連結売上高伸率 ・当初の対象期間においては、中期経営計画目標値の達成状況等を評価する指標は、売上高成長率、営業利益率、ROE、ネット・デット・エクイティ・レシオ、リテールファイナンス事業のROA、ネット・デット・エクイティ・レシオ、およびESG指標（環境負荷低減、外部評価に関する指標） ・当初の対象期間においては、業績目標の達成率等による変動幅は、0～100%の範囲
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり）	・退任時

（2）当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下、「対象期間」という。）とします。なお、当初の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度のみとします。

当社は、対象期間毎に取締役の報酬として拠出される信託金の上限を、820百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額としたうえで、係る信託金を取締役の報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下、「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対して、下記（3）に定めるとおりポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間に対応する期間について本信託の信託期間を延長し、当社は2024年6月19日開催の第155回定時株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、取締役に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）および金銭（(7)に記載する取締役に付与されたポイント数に応じて信託内に留保された配当額に相当する金額を除く。以下、当社株式とあわせて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、820百万円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限等

取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付等するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイント当たりの当社株式数および交付等を行う株式数の上限を調整します。株式交付ポイントは、次のとおり算定されます。

ア）株式報酬A：単年度業績連動報酬

当社の単年度の業績等（※）に基づいて、取締役に對して、毎事業年度、ポイント数を決定し、付与します。（※業績目標の達成度等に応じて一定の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、当初の対象期間においては連結ROE、連結ROA、連結営業利益率および連結売上高伸率としています。また、業績目標の達成率等による変動幅は、当初の対象期間においては0～100%の範囲としています。なお、今後、当該指標および変動幅は取締役会の決議により変更されることがあります。）

イ）株式報酬B：中期経営計画業績連動報酬

当社の中期経営計画の期間を対象とし、取締役に對して、毎事業年度、役位に応じた単年度ポイントを割当てます。対象期間終了後に、取締役に對して割当てた単年度ポイントを累計し、この累計値に中期経営計画目標の達成状況等（※）に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出し、付与するポイント数を決定します。なお、中期経営計画の期間の途中で受益者要件を満たす取締役が退任し、取締役に当社株式等の交付等が行われる場合は、対象期間中に付与された単年度ポイントの累積値に、受益者要件を満たした時点での中期経営計画目標の達成状況等に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出し、付与するポイント数を決定します。

(※業績目標の達成度等に応じて一定の範囲で変動します。業績目標の達成度等に関する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標その他の取締役会が定める指標を用いることとし、当初の対象期間においては、売上高成長率、営業利益率、ROE、ネット・デット・エクイティ・レシオ、リテールファイナンス事業のROA、ネット・デット・エクイティ・レシオおよびESG指標（環境負荷低減、外部評価に関する指標）とします。また、業績目標の達成率等による変動幅は、当初の対象期間においては0～100%の範囲としています。なお、今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該指標および変動幅は取締役会の決議により変更されることがあります。)

本信託の対象期間について取締役に交付等が行われる当社株式等の数（取締役に付与されるポイントの数）の上限は、36万4千株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数とします。なお、当該取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、当社の株価推移等を参考に設定しています。

(4) 取締役に對する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までには付与されていた株式交付ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

このとき、当該取締役は、株式交付ポイント数の一定の割合の当社株式について交付等を受け、残りについては本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象期間中に受益者要件を満たす取締役が在任中に死亡した場合には、原則としてその時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、当該取締役の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) マルス・クローバック制度

取締役の業務執行に起因して、重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合には、当該取締役に對し、交付等がなされる予定の当社株式に係る受益権の没収（マルス）または交付等した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）を求めることがあります。

(6) 本信託内の当社株式に係る議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、対象期間中の各配当基準日における取締役の累計の株式交付ポイント数に応じて、1ポイント当たり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記（4）により交付等が行われる当社株式等とともに取締役に給付されます。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

エ) マルス・クローバック制度

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、マルス（減額・没収）・クローバック（返還）の制度について決議しました。取締役の業務執行に起因して、重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合には、社内取締役に支給する業績連動報酬につき減額・没収し、または返還を求めることがあります。返還請求等の内容は、個々の事象に応じ、原則として報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定します。

ii) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	業 績 連 動 報 酬 等			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬等		
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	現金賞与	株式報酬 (注)3	
		百万円	百万円	百万円	百万円
取締役	10名	474	389	454	1,317
うち、社外取締役	4名	90	—	—	90
監査役	6名	163	—	—	163
うち、社外監査役	3名	68	—	—	68
合 計	16名	636	389	454	1,480
うち、社外役員	7名	158	—	—	158

- (注) 1. 当事業年度末日における会社役員の人数は、取締役9名（うち、社外取締役4名）、監査役5名（うち、社外監査役3名）ですが、上記には、2024年6月19日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。
2. 2024年6月19日開催の第155回定時株主総会において、取締役の基本報酬および現金賞与の合計の報酬限度額は年額20億円以内（うち、社外取締役分は年額2億円以内）、監査役の報酬限度額は年額2億5千万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は4名）、監査役の員数は5名（うち、社外監査役は3名）です。また、同定時株主総会において、社内取締役に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の導入を決議いただき、あわせて本制度において取締役の報酬として拠出される信託金の上限を820百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額とすることを決議いただいています。なお、上記決議いただいた各報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
3. 株式報酬は、役員報酬BIP信託において当事業年度中に付与した株式交付ポイントに係る当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しています。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
5. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。
6. 当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会において、決定方針との整合性の観点を含めて審議したうえで、役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数を決議し、取締役会に答申します。当社の取締役会（ならびにその委任を受けた取締役会長（当事業年度においては大橋徹二氏）および代表取締役社長（当事業年度においては小川啓之氏））は、報酬諮問委員会の審議の過程と答申の内容が適正であることを確認したうえで、報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の個人別の報酬額を決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。

⑥ 社外役員の当事業年度における主な活動状況等

当事業年度における社外役員の主な活動状況および独立性に関する事項は、以下のとおりです。

なお、当社は、氏名横に「独立」のマークを付けた社外取締役および社外監査役を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

i) 社外取締役

氏 名	國部 毅 独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	國部毅氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役頭取や株式会社三井住友フィナンシャルグループの代表取締役社長、取締役 代表執行役社長を務めた経歴を有し、株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役会長を務めています。主に経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、金融・財務管理、地政学リスクが事業へ与える影響、グローバルでの成長戦略等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会において委員長を務めました。

氏 名	アーサー M. ミッチェル 独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	アーサー M. ミッチェル氏は、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士として長年にわたり活動してきた経歴を有しています。主に当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値向上に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、米国の経済情勢が事業へ与える影響、AIの積極的活用とそのリスク、サイバー攻撃への対応等につき、国際的視点および専門的な見地から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏 名	齋木 尚子 独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	齋木尚子氏は、外務省で経済局長・国際法局長等を歴任するなど、国際情勢、国際法や経済分野における高い見識と豊富な経験を有しています。主に当社の中長期的な企業価値向上に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、ガバナンス体制の強化、グローバルな事業戦略、多様な人材の確保等につき、国際的視点および専門的な見地から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏 名	澤田 道隆	独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)	
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	澤田道隆氏は、花王株式会社の代表取締役 社長執行役員、取締役会長を歴任し、グローバルなグループ会社経営やESG経営を実践するなど、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。主に当社の中長期的な企業価値向上に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、サステナビリティ課題への取り組み、情報管理体制の強化、人的資本レベルの向上等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。	

ii) 社外監査役

氏 名	大野 恒太郎	独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)	監査役会 100% (15回中15回)
主な活動状況	大野恒太郎氏は、法曹界での豊富な経験を有しています。当事業年度は、取締役会および監査役会において、コンプライアンス問題への対応、経営幹部のグローバル化、全社的な監査体制等につき、専門的見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員およびコンプライアンス委員会のオブザーバーを務めたほか、当社子会社への往査を実施しました。	

氏 名	小坂 達朗	独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)	監査役会 100% (15回中15回)
主な活動状況	小坂達朗氏は、実業界における高い見識と豊富な経験を有しています。当事業年度は、取締役会および監査役会において、競争力強化のための投資活用、事業に影響を与え得るリスク、専門性を備えた人材の登用等につき、専門的見地から発言を行ったほか、当社子会社への往査を実施しました。	

氏 名	松村 眞理子	独立
出席の状況	取締役会 100% (15回中15回)	監査役会 100% (15回中15回)
主な活動状況	松村眞理子氏は、法務・コンプライアンス分野における高い見識と豊富な経験を有しています。当事業年度は、取締役会および監査役会において、子会社も含めたガバナンス体制、コンプライアンス体制の実効性確保、社員の安全・健康管理等につき、専門的見地から発言を行ったほか、当社子会社への往査を実施しました。	

以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

科目	第156期	(ご参考)第155期	科目	第156期	(ご参考)第155期
資産の部			負債の部		
流動資産			流動負債		
現金及び現金同等物	385,569	403,178	短期債務	376,326	440,619
受取手形及び売掛金	1,274,209	1,263,542	長期債務－1年以内期限到来分	278,082	140,359
棚卸資産	1,406,658	1,438,695	支払手形及び買掛金	334,929	320,312
その他の流動資産	231,867	208,773	未払法人税等	87,525	69,638
			短期オペレーティングリース負債	19,392	19,603
			その他の流動負債	553,106	535,668
			流動負債合計	1,649,360	1,526,199
流動資産合計	3,298,303	3,314,188	固定負債		
長期売上債権	808,324	688,260	長期債務	496,189	618,392
投資			退職給付債務	68,900	87,933
関連会社に対する投資及び貸付金	81,167	67,325	長期オペレーティングリース負債	50,713	51,441
投資有価証券	10,636	10,267	繰延税金及びその他の負債	163,508	154,239
その他	3,623	3,975	固定負債合計	779,310	912,005
			負債合計	2,428,670	2,438,204
投資合計	95,426	81,567	純資産の部		
有形固定資産	914,283	908,055	資本金	70,336	70,336
オペレーティングリース使用权資産	67,684	69,236	資本剰余金	136,525	136,500
営業権	245,833	248,393	利益剰余金		
その他の無形固定資産	169,953	180,403	利益準備金	49,421	48,979
繰延税金及びその他の資産	173,717	146,554	その他の剰余金	2,572,425	2,367,020
			その他の包括利益(△損失)累計額	427,354	459,865
資産合計	5,773,523	5,636,656	自己株式	△82,662	△49,131
			株主資本合計	3,173,399	3,033,569
			非支配持分	171,454	164,883
			純資産合計	3,344,853	3,198,452
			負債及び純資産合計	5,773,523	5,636,656

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

科目	第156期	(ご参考)第155期
売上高	4,104,395	3,865,122
売上原価	2,782,012	2,654,914
販売費及び一般管理費	658,856	604,534
長期性資産等の減損	2,031	6,108
その他の営業収益(△費用)	△4,371	7,628
営業利益	657,125	607,194
その他の収益(△費用)		
受取利息及び配当金	27,325	21,146
支払利息	△57,594	△54,506
その他(純額)	△22,018	1,829
合 計	△52,287	△31,531
税引前当期純利益	604,838	575,663
法人税等		
当期分	175,256	170,844
繰延分	△29,629	△3,264
合 計	145,627	167,580
持分法投資損益調整前当期純利益	459,211	408,083
持分法投資損益	9,521	8,273
当期純利益	468,732	416,356
控除:非支配持分に帰属する当期純利益	29,118	22,930
当社株主に帰属する当期純利益	439,614	393,426

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 服 部 将 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 錦 織 倫 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 外 山 大 祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小松製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社 小松製作所 監査役会

常 勤 監 査 役	稲 垣 泰 弘	㊞
常 勤 監 査 役	中 尾 光 男	㊞
監 査 役	大 野 恒 太 郎	㊞
監 査 役	小 坂 達 朗	㊞
監 査 役	松 村 眞 理 子	㊞

(注) 監査役大野恒太郎、監査役小坂達朗及び監査役松村真理子は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内

日時 | 2025年6月19日(木曜日)午前10時

場所 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル東京 本館2階「孔雀の間」(メイン会場)

当日のお問い合わせ先 03-6849-9800 (株式会社小松製作所総務部)

交通のご案内 |

JR有楽町駅 中央西口より徒歩5分

JR新橋駅 日比谷口より徒歩7分

 **日比谷駅** (東京メトロ日比谷線、千代田線、都営地下鉄三田線) より徒歩3分 (**A13出口**)

 **銀座駅** (東京メトロ銀座線、丸ノ内線、日比谷線) より徒歩5分 (**C1出口**)

 **内幸町駅** (都営地下鉄三田線) より徒歩3分 (**A5出口 みずほ方面 (NTT日比谷ビル方面)**)

※会場までのバリアフリールートは帝国ホテル東京のウェブサイト「バリアフリー情報」の中の「バリアフリーアクセス」の項目をご参照ください。

「バリアフリー情報」 <https://www.imperialhotel.co.jp/tokyo/special/barrierfree>



(駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)

株 主 各 位

第156回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面記載省略事項

当社は、第156回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

I 事業報告

1. 財産および損益の状況の推移
2. 主要な事業内容
3. 主要な営業所および工場
4. 使用人の状況
5. 主要な借入先
6. 会社の新株予約権等に関する事項
7. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
8. 会計監査人の状況

II 連結計算書類

1. 連結純資産計算書
2. 連結注記表

III 計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

IV 監査報告

計算書類に係る会計監査報告

株式会社 小松製作所

I 事業報告

1. 財産および損益の状況の推移

	第153期 (2021年4月 2022年3月)	第154期 (2022年4月 2023年3月)	第155期 (2023年4月 2024年3月)	第156期 (2024年4月 2025年3月)
売上高 (億円)	28,023	35,435	38,651	41,044
営業利益 (億円)	3,170	4,907	6,072	6,571
税引前当期純利益 (億円)	3,245	4,764	5,757	6,048
当社株主に帰属する 当期純利益 (億円)	2,249	3,264	3,934	4,396
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益 (円)	237.97	345.22	415.96	473.44
R O E * ¹ (%)	10.9	13.7	14.1	14.2
R O A * ² (%)	8.0	10.3	11.0	10.6
総資産 (億円)	43,475	48,758	56,367	57,735
株主資本 (億円)	22,325	25,396	30,336	31,734

*1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

*2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

(注) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しています。

2. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

部 門	主 な 商 品 ・ 事 業	
建設機械 ・ 車両	掘 削 機 械	油圧ショベル、ロープショベル、ミニショベル、バックホーローダー、プラストホールドリル
	積 込 機 械	ホイールローダー、ミニホイールローダー、スキッドステアローダー
	整 地・路 盤 用 機 械	ブルドーザー、モーターグレーダー
	運 搬 機 械	ダンプトラック、アーティキュレートダンプトラック、クローラーキャリア
	林 業 機 械	ハーベスター、フォワーダー、フェラーバンチャー、ログローダー、植林機
	地下建設機械	シールドマシン、トンネルボーリングマシン
	地下鉱山機械	コンティニューアスマイナー、シアラー、ロードホールダンプ、トラック、ジャンボドリル、ドリフター
	環境リサイクル機 械	自走式破碎機、自走式土質改良機、自走式木材破碎機
	産 業 車 両	フォークリフト
	そ の 他 機 械	鉄道メンテナンス機械
	エンジン、機器	ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、油圧機器、バッテリー
	鋳 造 品	鋳鋼・鋳鉄品
	物 流 関 連	運輸、倉庫、梱包
	ソリューション ビ ジ ネ ス	無人ダンプトラック運行システム(AHS)、フリート管理システム、鉱山機械シミュレーター、坑内掘り通信デバイス、スマートコンストラクション®、KOMTRAX、林業施業ソリューション、建機・林業機械シミュレーター
リ テ ー ル ファイナンス	販 売 金 融	建設・鉱山機械のリース、割賦
産業機械他	鍛 圧 機 械	サーボプレス、機械プレス
	板 金 機 械	レーザー加工機、プラズマ加工機、プレスブレーキ、シャー
	工 作 機 械	トランスファーマシン、マシニングセンター、クランクシャフトミラー、研削盤、ワイヤーソー
	防 衛 関 連	弾薬、装甲車
	温度制御機器	サーモモジュール、半導体製造用温度制御機器
	光 学 機 械	半導体露光装置用エキシマレーザー

3. 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

(1) 当 社

営 業 所 等	本社(東京都港区)
工 場	粟津工場(石川県小松市)、金沢工場(石川県金沢市)、氷見工場(富山県氷見市)、 大阪工場(大阪府枚方市)、六甲工場(兵庫県神戸市)、滋賀工場(滋賀県蒲生郡)、 茨城工場(茨城県ひたちなか市)、小山工場(栃木県小山市)、栃木工場(栃木県小山市)、 郡山工場(福島県郡山市)、湘南工場(神奈川県平塚市)

(注) 開発本部内の拠点のうち、工場に併設されているものについては工場に含めて記載しています。

(2) 重要な子会社

名 称	営業所等・工場の所在地
コマツカスタマーサポート株式会社	本社(東京都港区)
コマツ物流株式会社	本社(東京都港区)
コマツビジネスサポート株式会社	本社(東京都港区)
コマツ産機株式会社	本社(石川県金沢市)
コマツNTC株式会社	本社・工場(富山県南砺市)
ギガフォトン株式会社	本社・工場(栃木県小山市)
コマツアメリカ株式会社	本社・工場(米国)
ヘンズレー・インダストリーズ株式会社	本社・工場(米国)
コマツマイニング株式会社	本社(米国)
ジョイ・グローバルアンダーグラウンドマイニング有限会社	本社・工場(米国)
ジョイ・グローバルサーフェスマイニング株式会社	本社・工場(米国)
ジョイ・グローバルロングビューオペレーションズ有限会社	本社・工場(米国)
コマツブラジル有限会社	本社・工場(ブラジル)
コマツブラジルインターナショナル有限会社	本社(ブラジル)
コマツホールディングサウスアメリカ有限会社	本社(チリ)
コマツカミンズチリ有限会社	本社(チリ)
ジョイ・グローバルチリ株式会社	本社・工場(チリ)
コマツフィナンシャルパートナーシップ	本社(米国)
欧州コマツ株式会社	本社(ベルギー)

名 称	営業所等・工場の所在地
英国コマツ株式会社	本社・工場(英国)
コマツドイツ有限会社	本社・工場(ドイツ)
コマツイタリア製造株式会社	本社・工場(イタリア)
コマツフォレスト株式会社	本社・工場(スウェーデン)
有限会社コマツ・シー・アイ・エス	本社(ロシア)
コマツフィナンシャルヨーロッパ株式会社	本社(ベルギー)
小松(中国)投資有限公司	本社(中国)
小松(常州)建機公司	本社・工場(中国)
小松機械製造(山東)有限公司	本社・工場(中国)
コマツインドネシア株式会社	本社・工場(インドネシア)
コマツマーケティング・サポートインドネシア株式会社	本社(インドネシア)
バンコックコマツ株式会社	本社・工場(タイ)
コマツインドिया有限会社	本社・工場(インド)
コマツオーストラリア株式会社	本社(オーストラリア)
ジョイ・グローバルオーストラリアホールディングカンパニー株式会社	本社(オーストラリア)
ジョイ・グローバルオーストラリア株式会社	本社・工場(オーストラリア)
コマツ南アフリカ株式会社	本社(南アフリカ)
コマツオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社	本社(オーストラリア)

4. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

部 門	使 用 人 数
建 設 機 械 ・ 車 両	61,380 名
リ テ ー ル フ ァ イ ナ ン ス	265
産 業 機 械 他	4,284
全 社 （ 共 通 ）	768
計	66,697

- (注) 1. 使用人数は前期末に比べ959名増加しています。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属している者です。

5. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,175 億円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,593
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	800
農 林 中 央 金 庫	707

6. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

名 称 (発行日)	新株 予約権 の数	目的となる株式の数 (1個当たり株式の数)	1株当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第28回新株予約権 (2017年8月1日)	112個	11,200株 (100株)	無償	1円	2020年8月1日 ～2025年7月31日
合 計	112個	11,200株	(ご参考:発行済株式総数 923,581,105株(自己株式を除く))		

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式です。

2. 「権利行使価額」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をいいます。

3. 当事業年度においては、新株予約権を発行しておりません。

(2) 当社取締役および監査役が保有する新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

① 取締役（社外取締役を除く）の新株予約権の保有状況

該当事項はありません。

② 社外取締役の新株予約権の保有状況

該当事項はありません。

③ 監査役の新株予約権の保有状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりです。

1 内部統制に係る基本方針

当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えている。

企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識している。取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めている。また、取締役会によるガバナンスの実効性を高め、十分な審議と迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の運営の改善を図っている。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の記録およびその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令および社内規定の定めるところにより、適切に保存し、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高める努力を続けると同時に、当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、以下の対策を講ずる。

- ① リスクを適切に認識し、管理するための規定として「リスク管理規程」を定める。この規定に則り、個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理に関するグループ全体の方針の策定、全社横断的な観点でのリスクの選定と評価、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- ③ 全社的に重大なリスクを「コーポレートリスク」と定め、「リスク管理委員会」で議論し、リスクの内容、優先度、対策状況について取締役会へ報告する。
- ④ 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために以下を実施する。

- ① 取締役会を原則として月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。
- ② 執行役員制度を導入するとともに、取締役および執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役および執行役員等

の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「決定権限規程」等の社内規定を定める。

- ③取締役会の効率的な運営に資することを目的として、役付執行役員等で構成された戦略検討会を設置する。執行役員等は、戦略検討会での審議を踏まえ、取締役会から委譲された権限の範囲内で職務を執行する。

5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令および「取締役会規程」の定めに従い、経営上の重要事項について決定する。

取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務執行を監督し、それらの状況を取締役に報告する。

コンプライアンスを統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。また、企業行動の指針と、すべての取締役および社員が守るべき基本的なビジネス社会のルールを示す「コマツの行動基準」を定めるとともに、コンプライアンスを担当する執行役員を任命し、コンプライアンス室を設置するなど、ビジネス社会のルール順守のための体制を整備し、役員および社員に対する指導、啓発、研修等に努める。

併せて、法令およびビジネス社会のルールの順守上疑義のある行為に関する社員からの報告・相談に対応するため、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を設ける。

6 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社規程」および関連規則を定める。また、「コマツの行動基準」は、グループに属する関係会社すべてに適用する行動準則として位置付ける。これらの規定および「コマツの行動基準」をもとに、関係会社を所管する当社の各部門は、所管する各会社を管理・サポートし、グループ各社では業務を適正に推進するための諸規定を定める。
- ②主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ③当社の「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「輸出管理委員会」等の重要な委員会は、グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ④特に重要な関係会社には、リスクおよびコンプライアンスも含めた事業の状況について、当社取締役会に定期的に報告させる。
- ⑤当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、主要関係会社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制制度およびその適正な運用状況について監査および指導する。また監査室は、グループ全体の内部統制制度の構築および運用状況、ならびにその結果について、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

6-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

関係会社を所管する当社の各部門は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、所管する各会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させる。

6-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

6-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が当社の連結経営に多大な影響を及ぼす事項を実施する場合、当社の事前承認または当社への事前連絡を求める。さらに、当社は、関係会社の取締役会付議基準、取締役会の開催頻度、出席状況、付議議案の報告を受け、関係会社の職務執行の状況を継続的に把握することで、グループ全体の経営の効率化を図る。

6-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に記載する内部統制およびコンプライアンス体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する監査役スタッフ室を設置し、専任および兼任の使用人を配置する。

8 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役スタッフ室所属の使用人の人事取扱い（採用、任命、異動）については、常勤監査役の承認を前提とする。
- ②監査役スタッフ室専任の使用人は、取締役の指揮命令から独立しており、その人事考課等については、常勤監査役が行う。
- ③当社の常勤監査役は、監査役スタッフ室所属の使用人と、定期的に会議を開催し、監査役スタッフ室の業務遂行の状況を確認する。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、法令に従い、取締役および執行役員等から担当業務の執行状況について報告を受ける。
- ②取締役は、当社およびグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役は、内部統制に関する各種委員会および主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書および重要な専決書を閲覧する。

④監査役は、任務を遂行するために必要な法律顧問、その他のアドバイザーを選任できる。

9-1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制

当社およびグループ会社の重要経営事項を扱う戦略検討会、ならびにコンプライアンス事項およびリスク管理事項を扱うコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、輸出管理委員会等の委員会に、監査役はオブザーバーとして出席する。

「関係会社規程」および関連規則に基づき、関係会社から報告される経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項は、監査役にも報告される。

「リスク管理規程」および「内部監査規程」は関係会社も対象とし、重要事項は監査役に報告される。

9-2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ各社が制定するコンプライアンスに関する原則に、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いをしないことを明記し、当該原則に従って運用する。

10 監査役の職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、執行部門と協議の上、監査役会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。

当社は、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

監査役の職務執行に係る費用の管理および執行は、監査役および監査役スタッフ室所属の使用人が行う。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

コマツグループは、暴力、脅迫と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他の組織的犯罪集団との一切の関係を遮断し、いかなる要求に対しても毅然とした態度で臨む方針の下、社内体制を整備、維持する。

(2) 運用状況の概要

	概 要
内部統制システム全般について	内部統制の基本方針に基づき、国内外の子会社を含めた内部統制システムの整備を進めています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	1 内部統制に係る基本方針
	概 要
取締役の職務執行について	①取締役会を15回開催し、取締役会付議基準に基づき経営上の重要事項の決定を行い、業務執行の報告をしました。業務執行報告は連結売上ベースではほぼ100%の事業をカバーしていますが、極めて小規模な事業についても、安全・コンプライアンス・リスクを中心に取締役会で報告をしています。取締役会での議論を尽くすため、十分な審議時間を確保し、重要議案は討議・決議と日を改めて2回取締役会に上程するプロセスを採用しています。 ②また、取締役会では、社長より毎月、安全・コンプライアンス・リスク等の直近の重要事項およびトピックスを報告しています。またCFOより毎月、売上・損益の状況、受注状況、借入金の状況を報告しています。 ③社外取締役および社外監査役による「社外役員ミーティング」を2回開催し、独立した客観的な立場から経営諸課題に関する意見交換を行いました。社長等社内関係役員を交えた議論も行い、認識共有を図りました。 ④取締役会の記録およびその他稟議書等については、文書管理の社内規定に基づき、適切に保存、管理しています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
	4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
	概 要
リスク管理について	リスク管理委員会を3回開催し、全社横断的観点でのリスクの洗い出しとその評価に基づき、全社的に重大なリスクを「コーポレートリスク」として選定し、あわせてリスク対策実施状況の点検を行い、リスクの未然防止に努めるとともに、その審議・活動内容を取締役会で報告しました。また、国内外の子会社におけるリスク管理体制の整備を推進しました。 当期は、次期中期経営計画策定にあたって実施したマテリアリティ分析をもとに「コーポレートリスク」を選定し、そのうち更なる活動、対策を必要とするリスク4項目に関するリスクの抑制活動について、実効性を評価しました。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 6-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
	概 要
コンプライアンスについて	コンプライアンス委員会では、「コマツの行動基準」の改訂、各種教育・情報発信、内部通報制度の整備・運用をはじめとした国内外での諸活動を推進するとともに、その審議・活動内容を取締役会で報告しました。当期は、コンプライアンス委員会を2回開催しました。また、潜在的リスクの「見える化調査」を行いました。当社では2006年以来情報誌「みんなのコンプライアンス」を毎月継続的に発行し、20年目を迎えました。海外子会社でも情報誌の展開を進めています。また、コンプライアンス上の主要なリスクについては、定期的な監査を行い予防に努めています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 6-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社管理 について	概 要	
	①グループのガバナンス強化のため、重要子会社42社（国内11社、海外31社）に当社の執行役員および地域統括会社の役員等を取締役、監査役として派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、当社担当部門で子会社の取締役会開催状況を継続的に確認しています。 ②グループ全体の内部統制の一層のレベル向上のため、重要子会社42社において「内部統制の基本方針」を取締役会決議により制定し、またその運用状況を当社の取締役会で確認し、改善に努めています。その他の子会社についても内部統制の体制を整備します。 ③当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が連結経営上の重要事項を実施するにあたっては、当社への事前報告または事前承認を条件としています。	
	対応する「業務の適正を確保するための体制」	
	6 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 6-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制 6-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
監査役について	概 要	
	監査役は、取締役会、戦略検討会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議への出席、当社および子会社の拠点往査、当社および重要な子会社の代表取締役その他の役員および経営幹部との意見交換、国内子会社の常勤監査役との連絡会および個別面談等により内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。 また、内部監査部門、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。 監査役の職務補助のため、監査役スタッフ室に必要な要員を配置し、監査計画に基づき職務上必要と見込まれる費用を予算計上し、適切に管理・執行しています。	
	対応する「業務の適正を確保するための体制」	
	7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 8 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項 9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 9-1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制 9-2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 10 監査役の職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項	
反社会的勢力排除 について	概 要	
	コマツグループにおいては、各社の取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込んでいます。また、日本国内においては、国の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に沿って、取引先のチェックを行っています。	
	対応する「業務の適正を確保するための体制」	
	11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	

8. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額	477 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	784 百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を確認し、会計監査人の報酬等の妥当性について検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当社の当事業年度に係る報酬等の額はこれらを含めて記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、コマツアメリカ株式会社をはじめとする海外子会社31社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に社債やユーロ・ミディアム・ターム・ノート発行時のコンフォートレター作成等について、報酬を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

II 連結計算書類

連結純資産計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (△損失) 累 計 額	自己株式	株主資本 合 計	非支配 持 分	純資産 合 計
			利 益 準 備 金	その他の 剰 余 金					
当期首残高	70,336	136,500	48,979	2,367,020	459,865	△49,131	3,033,569	164,883	3,198,452
現金配当				△166,565			△166,565	△19,474	△186,039
利益準備金への振替			442	△442			—		—
持分変動		△676					△676	671	△5
包括利益									
当期純利益				439,614			439,614	29,118	468,732
その他の包括利益(△損失) －税控除後									
外貨換算調整勘定					△41,319		△41,319	△3,539	△44,858
年金債務調整勘定					7,117		7,117	△17	7,100
未実現デリバティブ評価損益					1,691		1,691	△188	1,503
当期包括利益							407,103	25,374	432,477
新株予約権の行使		△97					△97		△97
自己株式の購入等						△101,279	△101,279		△101,279
自己株式の売却等		△12				112	100		100
自己株式の消却		△434		△67,202		67,636	—		—
株式に基づく報酬		1,244					1,244		1,244
当期末残高	70,336	136,525	49,421	2,572,425	427,354	△82,662	3,173,399	171,454	3,344,853

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- | | | |
|-----------------|------|--------------|
| (1) 連結子会社の数 | 217社 | (新規15社、除外6社) |
| (2) 持分法適用関連会社の数 | 41社 | (新規0社、除外1社) |

2. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、「米国会計基準」）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

棚卸資産は低価法により評価しております。原価は、製品及び仕掛品については主として個別法、原材料及び貯蔵品については総平均法により算定しております。また、補給部品の取得原価については主として先入先出法により算定しております。

(3) 投資有価証券の評価方法及び評価基準

米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「会計基準編纂書」）321「投資－持分証券」を適用しております。

持分証券－－－－－－－－－－市場性がなく、容易に算定可能な公正価値がない持分証券のうち、1株当たり純資産価値で評価している持分証券以外について、減損による評価下げ後の取得価額にて測定しております。また、同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観測可能な価格の変動を識別した場合は、当該持分証券を観測可能な取引が発生した日の公正価値で測定しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法－－定額法

無形固定資産の減価償却方法－－定額法

ただし、会計基準編纂書350「営業権とその他の無形固定資産」に準拠し、営業権及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産については、償却を行わずに少なくとも年1回の減損テストを実施しております。

(5) 引当金の計上基準

信用損失引当金 ― ― ― ― ― 会計基準編纂書326「金融商品－信用損失」に準拠し、売上債権等の信用損失に備えるため、現在予想信用損失モデルに基づき信用損失引当金を計上しております。

退職給付債務 ― ― ― ― ― 会計基準編纂書715「報酬－退職後給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における予測給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と年金資産の公正価値の差額を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益（△損失）累計額に計上しております。過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で定額償却しております。年金数理計算上の純損失については、回廊（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10％）を超える部分について、その発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で、定額償却しております。

(6) 収益の認識

会計基準編纂書606「顧客との契約から生じる収益」に基づき、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するにつれて）収益を認識する

詳細は、【収益認識に関する注記】に記載のとおりです。

なお、収益は消費税等の顧客から徴収し政府機関へ納付する税金を控除した金額で表示しております。

【収益認識に関する注記】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、「建設機械・車両」、「リテールファイナンス」、「産業機械他」の3つの事業セグメントにわたって、製品の販売、サービス、販売金融に至る幅広い事業活動を国内及び海外で展開しております。これらについて顧客との契約により識別した財又はサービスを提供しております。当社グループは、これらの財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて、権利を得ると見込んでいる対価を反映した取引価格により、収益を認識しております。なお、同一の顧客に複数の財又はサービスを提供する場合には、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別し、取引価格を独立販売価格に基づき各履行義務に配分しております。

製品、補給部品、アタッチメント等の販売は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。船積み、顧客受領、据付完了、性能テスト完了等の検収条件は、顧客との契約や協定等によって決定されます。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3カ月以内に回収しております。

定期点検・メンテナンス、修理・保守等のサービスは、サービスの提供が完了した時点で、又はサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。完了報告書受領等の提供するサービスの完了条件は、顧客との契約や協定等によって決定されます。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3カ月以内に回収しております。

当社グループは、一部の連結子会社において、長期のメンテナンス契約を顧客と締結している場合があります。このサービスにおいては、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するものです。よって、このサービスについては、顧客への支配の移転を適切に表す発生コストを基礎とした進捗度に基づき、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、製品の支配が顧客へ移転した後に発生した輸送は、サービスとして識別しておりません。

取引価格の一部には、将来の値引き、返品等の変動対価を含んでおります。変動対価は期待値又は最も発生可能性の高い金額の見積りであり、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、その時点までに認識した収益の累計額に著しい戻入れが発生しない可能性が高い範囲に制限しております。なお、契約開始時において、財又はサービスの支配が顧客に移転する時点から顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内と見込まれる場合は、対価の時間価値の影響については調整しておりません。当社グループは、補給部品の販売後、一定期間については顧客から返品を受ける義務を負っております。補給部品の過去の返品実績等を考慮して、顧客から補給部品を回収する権利については、その他の流動資産に返品資産を認識し、返品にあたって顧客へ返金を行う義務については、その他の流動負債に返金負債を認識しております。

製品、定期点検・メンテナンス等の組み合わせによる複合的な取引については、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別しております。取引価格は、契約金額等の観察可能な価格や過去の実績等の見積りコストに基づき決定した独立販売価格の比率により、各履行義務へ配分しております。

当社グループは、製品販売後又は製品引渡後、契約に基づき一定期間無償で製品の修理・部品の交換を行っており、製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき製品保証引当金を計上しております。この標準保証に加え、建設機械の性能を長期にわたり維持するためのサービスプログラムとして、製品購入時に付帯するパワーライン（エンジン・動力系装置、油圧関連装置）の延長保証及び無償メンテナンスのパッケージを提供しております。当社グループはこのプログラムをサービス型の製品保証と判断し、履行義務を区分して収益を計上しております。顧客との契約を獲得するために発生したコストは、償却期間が1年以内のため、契約獲得コストに関する実務上の便法を適用し、発生時に費用計上しております。

① 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は次のとおりです。

顧客との契約から認識した収益	3,815,156百万円
その他の源泉から認識した収益	289,239百万円
計	4,104,395百万円

その他の源泉から認識した収益の主な内容は、リース契約から認識した収益や、金利収入等の金融収益です。事業の種類別セグメント、地域別に分解した収益は次のとおりです。

(金額単位：百万円)

	日本	米州	欧州・CIS	中国	アジア（*）・ オセアニア	中近東・ アフリカ	連結
建設機械・車両	329,628	1,709,953	371,912	80,171	960,036	335,786	3,787,486
リテールファイナンス	1,322	68,032	9,606	721	13,289	3,250	96,220
産業機械他	105,655	33,224	13,104	25,723	42,518	465	220,689
計	436,605	1,811,209	394,622	106,615	1,015,843	339,501	4,104,395

(※) 日本及び中国を除きます。

建設機械・車両事業セグメントの売上高のうち、その他の源泉から認識した収益に区分された金額は、日本 27,357百万円、米州 58,180百万円、欧州・CIS 61,982百万円、中国 10,780百万円、アジア・オセアニア 18,818百万円、中近東・アフリカ 18,398百万円です。リテールファイナンス事業セグメントの売上高は、主にその他の源泉から認識した収益に区分された金額です。

② 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は次のとおりです。

債権	(注)1	1,793,660百万円
契約資産	(注)2	6,390百万円
契約負債	(注)3	222,993百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表の受取手形及び売掛金、長期売上債権に含まれております。信用損失引当金控除前の金額です。
2. 連結貸借対照表の受取手形及び売掛金に含まれております。信用損失引当金控除前の金額です。
3. 連結貸借対照表のその他の流動負債、繰延税金及びその他の負債に含まれております。

当社グループの契約資産の主な内容は、産業機械他事業の製品販売契約について報告日時点で履行義務を充足しているものの、まだ請求条件を満たしていない対価に対する当社グループの権利に関連するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

当社グループの契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価の全部又は一部を受領したことにより発生したものであり、その主な内容は、延長保証等の履行義務を区分することで認識した前受収益や、契約期間にわたって収益を認識する長期のメンテナンス契約及び顧客の検収時点で収益を認識する大型プレス機械等の製品販売契約について、顧客から受け取った前受対価です。

当期に認識した収益のうち、前期末の契約負債残高に含まれていたものは、137,229百万円です。

過去に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額及び債権・契約資産について認識された減損損失の金額に重要性はありません。また、顧客との契約に関する契約資産・契約負債に重要な変動はありません。

③ 残存履行義務に配分された取引価格

当初の予想残存期間が1年を超える残存履行義務に配分された取引価格は368,293百万円です。このうち、翌期に220,433百万円が収益として認識されると予想しております。

【会計上の見積りに関する注記】

当社グループは、米国会計基準に従って、種々の見積りと仮定を行っております。これらの見積りと仮定は、連結計算書類上の資産・負債・収益・費用の計上額に影響を及ぼしております。実際の結果がこれらの見積りと異なることもあり得ます。当社グループは見積りと仮定について、いくつかの分野において連結計算書類に特に重要な影響を及ぼすと認識しております。それらは、有形固定資産の耐用年数の設定、信用損失見積額や製品保証引当金の算定、長期性資産及び営業権の減損の判定、退職給付債務及び費用の算定、金融商品の公正価値の測定、繰延税金資産の回収可能性の判断、法人税等に関する不確実性及びその他の偶発事象です。また、現在の経済環境は、これらの見積り固有の不確実性の程度を増しております。

ウクライナ情勢や各国の関税政策に起因する金融・経済の混乱等が当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響については、収束時期等が不透明であるものの、現時点で入手可能な情報や予測に基づき、今後も一定程度当該影響が継続すると仮定しております。会計上の見積りの中でも比較的重要性のある信用損失見積額の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断、長期性資産及び営業権の減損の判定については、当該仮定を含んだ最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形及び売掛金並びに長期売上債権に係る信用損失引当金 36,458百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,099,376百万円
3. その他の包括利益（△損失）累計額には、外貨換算調整勘定、年金債務調整勘定、未実現デリバティブ評価損益が含まれております。
4. 保証債務
従業員及び関連会社等の借入金に対し、債務保証を行っております。
保証債務 13,929百万円
子会社の営業上の契約履行義務に対し、債務保証を行っております。
保証債務 20,193百万円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としております。この方針に従い、短期資金需要に対しては、営業活動から得られたキャッシュ・フローを主として充当し、必要に応じ銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等でまかなっております。また、中長期資金需要に機動的に対応するため、当社グループは社債発行枠とユーロ・メディアム・ターム・ノートプログラムを保有しております。

受取手形、売掛金及び長期売上債権については、世界中の顧客、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらの債権は信用リスクが集中しないよう分散されております。

一部の外貨建て債権・債務については為替の変動リスクにさらされており、これらのリスクを軽減するため、外貨資金繰り予想に基づいて外国為替予約又は通貨スワップ契約を締結しております。

短期及び長期債務については、関連する金利リスクを管理する目的で、金利スワップ契約及び金利キャップ契約を締結しております。

金融派生商品に対して、取引相手の契約不履行による信用損失を受けるリスクがありますが、取引相手の信用度が高いため、その可能性は想定しておりません。なお、金融派生商品をトレーディング又は投機目的で契約しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

会計基準編纂書820「公正価値測定」は、公正価値を「市場参加者が測定日に行う通常の取引において、資産を売却して受け取る価格又は負債を譲渡するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの信頼性に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は次のとおりです。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の市場価格
- ・レベル2：レベル1以外の、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3：観察不能なインプット

金融商品の連結貸借対照表計上額、公正価値、差額及び公正価値レベルは次のとおりです。

- (1) 現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、未収入金、短期債務、支払手形及び買掛金
これらの勘定は短期間で決済されるため、その連結貸借対照表計上額は公正価値に近似しており、下表に含めておりません。現金及び現金同等物は公正価値レベル1に、受取手形及び売掛金、未収入金、短期債務、支払手形及び買掛金は公正価値レベル2に分類されております。なお、未収入金は連結貸借対照表のその他の流動資産に含まれております。
- (2) 長期売上債権－リース債権を除く
長期売上債権の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の売上債権に対して適用される期末時点での利率で割り引いて算定しております。
- (3) 長期債務－1年以内期限到来分を含む
長期債務の公正価値は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での市場の借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定しております。
- (4) 金融派生商品
外国為替予約及び金利スワップ契約等が含まれております。外国為替予約契約の公正価値は、契約レートと測定日の予約レートとの差額から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定しております。金利スワップ契約の公正価値は、スワップカーブと契約期間を使用した価格モデルに基づき算定しております。

(金額単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	公正価値	差額	公正価値 レベル
資産				
長期売上債権－リース債権を除く	614,914	620,041	5,127	レベル2
金融派生商品－資産	6,661	6,661	－	レベル2
負債				
長期債務－1年以内期限到来分を含む	774,271	761,474	△12,797	レベル2
金融派生商品－負債	6,301	6,301	－	レベル2

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額10,636百万円)は、市場性がなく、容易に算定可能な公正価値がない持分証券であり、上表には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社グループにおいて保有する賃貸用の土地や建物等の総額に重要性はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり株主資本	3,438円70銭
2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	473円44銭
3. 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	473円42銭

【重要な後発事象に関する注記】

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2025年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき、自己株式の一部を消却することを決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

足元の資本効率、財務健全性等を総合的に勘案し、企業価値向上及び株主還元の観点から自己株式取得を決定しました。また、今回取得予定の自己株式については、具体的な使途、保有理由等を総合的に勘案した結果、消却することを決定しました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得しうる株式の総数	40,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.3%）
(3) 株式の取得価額の総額	1,000億円（上限）
(4) 取得期間	2025年4月30日～2025年11月28日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	上記2により取得した自己株式の全数
(3) 消却予定日	2025年12月29日

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

Ⅲ 計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

科目	第156期	(ご参考)第155期	科目	第156期	(ご参考)第155期
資産の部			負債の部		
流動資産	721,340	651,687	流動負債	412,073	317,317
現金及び預金	224,642	249,003	買掛金	104,472	98,112
受取手形	1,494	1,750	短期借入金	70,390	8,500
売掛金	256,216	202,741	コマーシャル・ペーパー	46,000	40,000
商品及び製品	57,840	67,118	1年内償還予定の社債	10,000	20,000
仕掛品	75,135	65,737	未払金	13,148	13,751
原材料及び貯蔵品	6,603	5,053	未払費用	34,742	33,437
前払費用	8,003	10,217	未払法人税等	38,178	18,756
短期貸付金	11,519	21,386	預り金	60,024	48,760
未収入金	76,689	25,496	賞与引当金	13,735	13,851
その他の流動資産	3,569	3,556	役員賞与引当金	362	356
貸倒引当金	△375	△375	製品保証引当金	8,841	9,192
固定資産	825,336	803,020	その他の流動負債	12,179	12,598
有形固定資産	276,576	273,668	固定負債	183,798	165,397
建物	101,238	101,329	社債	80,000	50,000
構築物	15,988	15,784	長期借入金	38,500	49,500
機械及び装置	55,628	51,748	長期未払法人税等	1,178	－
車両運搬具	926	882	製品保証引当金	2,603	3,127
工具、器具及び備品	12,674	12,306	退職給付引当金	44,222	44,605
レンタル用資産	33,222	37,745	株式給付引当金	1,243	－
土地	45,962	45,972	資産除去債務	632	632
建設仮勘定	10,935	7,898	その他の固定負債	15,418	17,532
無形固定資産	30,603	28,926	負債合計	595,872	482,714
ソフトウェア	30,334	28,600	純資産の部		
その他の無形固定資産	269	325	株主資本	950,170	972,020
投資その他の資産	518,155	500,425	資本金	72,795	72,795
投資有価証券	3,481	3,168	資本剰余金	142,814	143,260
関係会社株式	410,397	398,097	資本準備金	142,814	142,814
関係会社出資金	41,913	41,913	その他資本剰余金	－	446
長期貸付金	18,177	16,833	利益剰余金	816,783	804,684
長期前払費用	4,643	3,233	利益準備金	18,036	18,036
繰延税金資産	27,271	27,144	その他利益剰余金	798,746	786,647
その他の投資等	13,225	10,932	固定資産圧縮積立金	10,484	10,844
貸倒引当金	△889	△891	別途積立金	210,359	210,359
投資損失引当金	△64	△6	繰越利益剰余金	577,903	565,443
			自己株式	△82,222	△48,719
			評価・換算差額等	604	△154
			繰延ヘッジ損益	604	△154
			新株予約権	29	127
			新株予約権	29	127
資産合計	1,546,676	1,454,707	純資産合計	950,803	971,992
			負債及び純資産合計	1,546,676	1,454,707

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

科目	第156期		(ご参考)第155期	
売上高	1,143,406		1,161,966	
売上原価	819,677		858,846	
売上総利益	323,729		303,119	
販売費及び一般管理費	173,985		168,209	
営業利益	149,744		134,910	
営業外収益				
受取利息及び配当金	114,267		103,142	
その他の営業外収益	887	115,155	2,580	105,723
営業外費用				
支払利息	1,520		297	
その他の営業外費用	13,476	14,997	6,635	6,932
経常利益	249,902		233,701	
特別利益				
土地売却益	-		396	
投資損失引当金戻入額	-		532	
移転価格税制調整金	50,760	50,760	-	928
特別損失				
震災関連費用	866	866	847	847
税引前当期純利益	299,796		233,782	
法人税、住民税及び事業税	54,390		37,204	
法人税等調整額	△459		△1,870	
当期純利益	245,865		198,449	

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(金額単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		
						固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	72,795	142,814	446	143,260	18,036	10,844	210,359	565,443
当期変動額								
固定資産圧縮 積立金の取崩						△360		360
剰余金の配当								△166,564
当期純利益								245,865
自己株式の取得								
自己株式の処分			△12	△12				
自己株式の消却			△433	△433				△67,201
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	△446	△446	－	△360	－	12,459
当期末残高	72,795	142,814	－	142,814	18,036	10,484	210,359	577,903

(金額単位:百万円)

	株主資本			評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計						
当期首残高	804,684	△48,719	972,020	△154	△154	127	971,992
当期変動額							
固定資産圧縮 積立金の取崩	－		－				－
剰余金の配当	△166,564		△166,564				△166,564
当期純利益	245,865		245,865				245,865
自己株式の取得		△101,250	△101,250				△101,250
自己株式の処分		111	99				99
自己株式の消却	△67,201	67,635	－				－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				758	758	△98	660
当期変動額合計	12,099	△33,502	△21,849	758	758	△98	△21,188
当期末残高	816,783	△82,222	950,170	604	604	29	950,803

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式及び関連会社株式 ----- 移動平均法による原価法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等 ----- 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品及び製品、仕掛品 ----- 個別法による原価法
 原材料及び貯蔵品 ----- 総平均法による原価法
 なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産（リース資産を除く） ----- 定額法
 無形固定資産（リース資産を除く） ----- 定額法
 リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ----- リース期間を耐用年数とした定額法
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 投資損失引当金
 国内及び海外の非上場会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して計上しております。
- (3) 賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の当事業年度費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。
- (4) 役員賞与引当金
 役員に対して支給する賞与の当事業年度費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。
- (5) 製品保証引当金
 製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき必要額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生事業年度において一括償却処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(7) 株式給付引当金

信託型株式交付制度による株式報酬の給付に備えるため、当事業年度末における給付見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）に基づき、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

詳細は、【収益認識に関する注記】に記載のとおりであります。

【収益認識に関する注記】

当社は、建設機械及び産業機械等の製品の販売、サービスに係る事業活動を国内並びに海外で展開しております。

これらについて顧客との契約により識別した財又はサービスを提供しております。当社は、これらの財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて、権利を得ると見込んでいる対価を反映した取引価格により、収益を認識しております。なお、同一の顧客に複数の財又はサービスを提供する場合には、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別し、取引価格を独立販売価格に基づき各履行義務に配分しております。

製品、補給部品、アタッチメント等の販売は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。

船積み、顧客受領、据付完了、性能テスト完了等の検収条件は、顧客との契約や協定等によって決定しております。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3カ月以内に回収しております。

定期点検・メンテナンス、修理・保守等のサービスは、サービスの提供が完了した時点で、又はサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。完了報告書受領等の提供するサービスの完了条件は、顧客との契約や協定等によって決定しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3カ月以内に回収しております。

当社は、長期のメンテナンス契約を顧客と締結している場合があり、このサービスにおいては、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するものであります。よって、このサービスについては、顧客への支配の移転を適切に表す発生コストを基礎とした進捗度に基づき、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

顧客（主として関係会社）へのライセンス供与に対して受け取るロイヤルティは、原則として顧客の使用量に応じて収益を認識しております。

取引価格の一部には、将来の値引き、返品等の変動対価を含んでおります。変動対価は期待値又は最も発生可能性の高い金額の見積りであり、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、その時点までに認識した収益の累計額に著しい戻入れが発生しない可能性が高い範囲に制限しております。なお、契約開始時において、財又はサービスの支配が顧客に移転する時点から顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内と見込まれる場合は、対価の時間価値の影響については調整しておりません。

当社は、補給部品の販売後、一定期間については顧客から返品を受ける義務を負っております。補給部品の過去の返品実績等を考慮して、顧客から補給部品を回収する権利については、その他の流動資産及びその他の投資等に返品資産を認識し、返品にあたって顧客へ返金を行う義務については、その他の流動負債及びその他の固定負債に返金負債を認識しております。

製品、定期点検・メンテナンス等の組み合わせによる複合的な取引については、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別しております。取引価格は、契約金額等の観察可能な価格や過去の実績等の見積りコストに基づき決定した独立販売価格の比率により、各履行義務へ配分しております。

当社は、製品販売後又は製品引渡後、契約に基づき一定期間無償で製品の修理・部品の交換を行っており、製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき製品保証引当金を計上しております。この標準保証に加え、建設機械の性能を長期にわたり維持するためのサービスプログラムとして、製品購入時に付帯するパワーライン（エンジン・動力系装置、油圧関連装置）の延長保証並びに無償メンテナンスのパッケージを提供しております。当社はこのプログラムをサービス型の製品保証と判断し、履行義務を区分して収益を計上しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、税務上と会計上の取扱いの違いにより生じる一時差異について、税効果会計を適用し、貸借対照表に繰延税金資産を計上しております。当事業年度の計上額は、27,271百万円であります。

その他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

繰延税金資産について、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来課税所得の見積りは、事業計画を基礎として決定しておりますが、当該事業計画のうち、将来売上高及び利益の予測には、主要な仮定として物価・為替・金利の動向、先行きの不透明な経済状況下での各国の建機需要、課税所得に影響を及ぼしうる移転価格税制、各国の関税政策等の国際税制の動向等が含まれております。

翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得が減少した場合、繰延税金資産の額は減少する可能性があります。

【追加情報に関する注記】

信託型株式交付制度

(1) 取引の概要

当社は当事業年度より業績連動型株式報酬制度として、信託型株式交付制度を導入しております。

本制度は当社取締役及び関係会社取締役を対象とした役員報酬BIP信託並びに当社対象従業員を対象とした株式付与ESOP信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、業績目標の達成度等に応じて交付又は給付するものであります。

当該信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(2) 役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式

役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する当社株式を、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該株式の株式数及び帳簿価額は、当事業年度末は309,000株、1,224百万円であります。

また、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する自己株式に係る配当金は、当事業年度は25百万円であります。

【貸借対照表等に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	519,390百万円
2. 偶発債務	
関係会社等の社債及び金融機関借入金等に対する債務保証残高	250,065百万円
従業員の金融機関借入金（住宅融資）に対する債務保証残高	237百万円
関係会社の社債に対するキープウェル契約残高	137,159百万円
関係会社が提供する融資に係る保証残高	3,931百万円
関係会社が参加する共同研究に係る保証残高	6百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	260,349百万円
短期金銭債務	97,401百万円
長期金銭債権	18,177百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との間の取引高	
売上高	940,146百万円
仕入高	157,334百万円
営業取引以外の取引高	172,214百万円
2. 移転価格税制調整金	
移転価格に関する事前確認申請の合意に基づく、当社とコマツアメリカ㈱との間の調整金であります。	
3. 震災関連費用	
令和6年能登半島地震による被災地への支援費用等であります。	

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（注）	973,810,620株	－株	22,857,500株	950,953,120株

（注）普通株式の発行済株式の株式数の減少22,857,500株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（注）1,2	27,411,301株	23,172,383株	22,902,669株	27,681,015株

（注）1. 普通株式の自己株式数の増加23,172,383株は、取締役会決議に基づく取得による増加22,857,500株、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による当社株式の取得による増加309,000株及び単元未満株式の買取りによる増加5,883株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少22,902,669株は、自己株式の消却による減少22,857,500株、ストック・オプションの行使による減少44,900株及び単元未満株式の売渡しによる減少269株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	89,907百万円	95円	2024年3月31日	2024年6月20日
2024年10月29日 取締役会	普通株式	76,656百万円	83円	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	98,823百万円	107円	2025年3月31日	2025年6月20日

4. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
		当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
2016年 新株予約権（注）1,2	普通株式	21,200	－	21,200	－
2017年 新株予約権（注）1,2	普通株式	34,900	－	23,700	11,200

- (注) 1. 会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行したものであります。
2. 新株予約権の当事業年度減少株式数は、新株予約権の行使によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

製品保証引当金	3,513百万円
棚卸資産	921
未払事業税	2,076
賞与引当金	4,189
退職給付引当金	10,998
投資有価証券・関係会社株式	4,372
減価償却超過額	1,360
返品資産・返金負債	1,064
未払費用	2,652
前払費用	3,514
その他	4,970
繰延税金資産小計	39,635
評価性引当額	△5,751
繰延税金資産合計	33,883

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△4,846
繰延ヘッジ損益	△265
その他	△1,500
繰延税金負債合計	△6,612
繰延税金資産の純額	27,271

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.50%から31.38%に変更し計算しております。

この変更が当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）に与える影響は軽微であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コマツアメリカ(株)	所有 直接100%	当社製品の製造・販売	製品の販売他 (注)1	203,529	売掛金	15,646
				移転価格税制調整金 (注)2	50,760	未収入金	50,652
	コマツカスタマー サポート(株)	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注)1	202,691	売掛金	58,514
	コマツ中近東(株)	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注)1	75,226	売掛金	25,178
	コマツ南アフリカ(株)	所有 間接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注)1	23,886	売掛金	10,818
	コマツビジネス サポート(株)	所有 直接100%	当社製品に係る販売 金融	キャッシュ・マネジメント ・システム貸付 (注)3	29,043	短期貸付金	11,304
						長期貸付金	18,177
	(株)EARTHBRAIN	所有 直接54.5%	役員の兼任	キャッシュ・マネジメント ・システム借入 (注)3	17,136	預り金	17,119
	コマツ産機(株)	所有 直接100%	当社製品の販売	キャッシュ・マネジメント ・システム借入 (注)3	12,084	預り金	14,953
	コマツファイナンス アメリカ(株)	所有 間接100%	資金調達及びグループ 内金融等	債務保証 (注)4	233,306	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品他の販売価格その他の販売条件については、市場実勢を勘案し協議の上で決定しております。
2. 移転価格税制調整金については、移転価格に関する事前確認申請の合意に基づく、当社と同社との間の調整金を特別利益に計上したものであります。
3. キャッシュ・マネジメント・システム借入及び貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は当事業年度の平均残高を記載しております。
4. 債務保証については、同社が発行した社債に対して債務保証を行っております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,029円79銭
2. 1株当たり当期純利益 264円66銭

(注) 当事業年度において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託として保有する当社株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式数に含めております。

【重要な後発事象に関する注記】

（自己株式の取得及び消却）

連結注記表の【重要な後発事象に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

IV 監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

服

部

将

一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

錦

織

倫

生

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

外

山

大

祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小松製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上